第3次 清水町男女共同参画計画

⟨2022 ~ 2031⟩





~お互いが認め合い。 支え合い。 誰もが活躍できるまち~









清 水 町



はじめに

本町では、このたび策定した「第3次清水町男女 共同参画計画」において、町民の皆様の日々の生活 に一番近い行政として、令和の新時代にふさわしい 男女共同参画社会の実現に向け、全体目標を「お互 いが認め合い、支え合い、誰もが活躍できるまち」と 掲げ、町民の皆様が性別に関わりなく活躍できる機 会を確保し、性の多様性を尊重した地域社会の実現 を推進します。こうした男女共同参画社会の実現は、 従来から私が目指す「支え合いと協働」を理念とす る町民参加によるまちづくりを推進し、活力ある地 域コミュニティをつくることに通じるものであります。



本計画は、SDGsの「誰一人取り残さない」という共通理念の下、家庭や地域社会への男女共同参画の更なる推進や、性の多様性に対する理解の促進などを重点的取組とし、ジェンダー平等が女性だけのためのものではなく、男性も女性も一人ひとりが当事者であることを認識し、自分事として捉え、すべての人が生きやすい環境を創り、それを未来につなげていくことが、重要な視点となります。

そうした中、新型コロナウイルス感染拡大は、女性の雇用や生活にも大きな影響を与えています。全国的に女性の自殺者や性犯罪・性暴力、DVの相談件数も増加し、不安定な非正規職に就く女性たちが危機にさらされ、経済的課題の深刻化も懸念されます。また、コロナ関連の誹謗中傷や、ワクチン未接種者への差別や不利益が生じないようにするなど、あらゆるハラスメントの防止等についても、男女共同参画の取組を推進する中で、啓発や相談体制の強化に努めてまいりたいと考えます。

これからも町民の皆様とともに、生活の変革や時代の変化に柔軟に対応できるまちづくりを進めるため、より一層男性も女性も自分らしく、多様な生き方が尊重される男女共同参画施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心に御審議いただきました清水町男女 共同参画推進委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました町民の皆様、関 係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

目 次

弗	〕草	草 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1		
	2	計画の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4	計画の期間・進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5	計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
笙	2音	- 章 清水町の概況······	5
713	1	ー パパープン 100000 - 清水町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	2	男女共同参画に関するアンケート調査の主な結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3	今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
第	3章	- 章 計画がめざすもの······	24
713	1	- 11 - 12 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	24
	2	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3	基本目標	
	4	体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5	SDGsと男女共同参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
笙	4 章	章 計画の内容····································	28
713			
		1) 家庭や地域における男女共同参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		2) 働く場における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進	20
	\ _	(女性活躍推進計画)	30
	(3	3) 政策・方針決定の場への女性の参画促進	
		本目標2 誰もが安全に暮らせる地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		1) あらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2	2) 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	基本	本目標3 生涯にわたる健康な生活の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	(1	1) 人生 100 年時代を踏まえた健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	(2	2) 子どもを安心して産み、健やかに育てるための子育て支援	42
		本目標4 男女共同参画による実践・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1	1) 男女共同参画を尊重する生涯教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
	(2	2) 多様性を尊重する啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
第	5章	- 章 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1	推進体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2	住民との協働による推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3	男女共同参画に関する情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4	国・県・関係機関との連携	49
	5	数値目標の設定による推進	49

参考資	資料·····	51
1	男女共同参画社会基本法	51
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
3	静岡県男女共同参画推進条例	64
4	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	67
5	清水町男女共同参画推進委員会名簿	76
6	策定経過	77
7	静岡県男女共同参画社会づくり宣言事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
8	用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88



計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

我が国は、人生100年時代が到来するなかで、デジタル化をはじめとする目 覚ましい技術革新などにより、経済社会の構造、生活様式や家庭形態、地域社 会のあり方が大きく変化しています。

新型コロナウイルス感染症*がまん延した令和2年は、男女共同参画の推進に大きな変化が生じた年となりました。企業につきましては、ワーク・ライフ・バランス*の取組や、オンラインの活用などが急速に進む契機となり、男性が家事・育児や介護に向き合う機会が増えた一方、男女の固定的役割分担意識や家庭内暴力は課題が顕在化しています。

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を施行し、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定され、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

静岡県においては、平成13年に「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、 平成15年に「静岡県男女共同参画基本計画」(平成19年改訂)、令和3年は「第 3次静岡県男女共同参画基本計画」が策定され、様々な取組が展開されていま す。

本計画は、「男女共同参画社会基本法」の「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」等の視点から、清水町における男女共同参画社会*の実現に向けて、現在の取組に新たな施策を盛り込み、「第2次清水町男女共同参画計画」の見直しを行い、新たに「第3次清水町男女共同参画計画」とするものです。

※の用語については、参考資料の用語集を記載しています。

2 計画の背景

(1)国・県の動向

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」 という。)を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、 国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が 国における最重要課題として位置づけています。

また、平成28年4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 (以下「女性活躍推進法*」という。)が施行され、自らの意思によって職業生活を営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図っています。

また、基本法に基づき、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が 閣議決定され、以下の点を新しい目標として掲げ、男女共同参画社会の形成促 進を図っています。

〇2020年代は、指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指 し取組を進め、2030年代は、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指 導的地位にある人々の性別に偏りがない社会を目指す。

静岡県においては、「誰もが個性を活かし能力を発揮できる社会」を目指し、 平成13年に「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、「静岡県男女共同参画 基本計画"ハーモニックしずおか2010"」、「第2次静岡県男女共同参画基本 計画」により、様々な取組を進めてきました。

しかし、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来や家族形態の変化、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大による影響等により変化していることから、新たな課題に対処するため、令和3年に「第3次静岡県男女共同参画基本計画」を策定し、すべての施策に男女共同参画の視点を反映した取組を推進しています。

(2) 清水町の動向

清水町においては、平成11年3月に「清水町ハーモニープラン(清水町男女行動計画)」を策定し、平成11年度から平成22年度にかけて男女共同参画の視点に立って様々な社会制度や慣行の見直しを行うとともに、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等の形成を促進するため、意識啓発を中心に、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図ってきました。

この度、平成27年に策定した「第2次清水町男女共同参画計画」について、 これまでの社会経済情勢や国・静岡県の動向を踏まえ、男性も女性も「自分ら しい」多様な生き方が尊重される暮らしやすい社会づくりを目指し、より一層 の取組を推進するため、見直しを行いました。

3 計画の位置づけ

- 〇清水町の男女共同参画社会の形成促進に関する施策を総合的かつ計画的に 推進するための基本計画であり、国の「男女共同参画基本計画」の趣旨を踏 まえて策定するものです。
- ○本計画は、以下の法律に基づく各計画として位置づけます。
 - 「男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)」第14条第3項に規定されている市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画「市町村男女共同参画計画」
 - •「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく 市町村推進計画
- 〇本計画は、国・県の関連計画を踏まえた上で、「第5次清水町総合計画」をは じめとする町の関連計画との整合性を図った計画です。

4 計画の期間・進め方

本計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、社会情勢や国の施策等の変化を考慮しながら、状況や具体的な取組をPDCAの観点から毎年検証します。

計画の期間

令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)	令和 13 年度 (2031)
第3次清水町男女共同参画計画									
〈清水町男女共同参画推進委員会〉 毎年度、計画の取組と進捗状況の把握・確認を行います									

5 計画の策定体制

本計画は、清水町男女共同参画推進委員会の提言を踏まえて計画を策定しています。策定の過程では、町職員による作業部会の意見を尊重するとともに、アンケート調査やパブリックコメント*を通じて寄せられた住民の意見や要望を踏まえて策定しています。



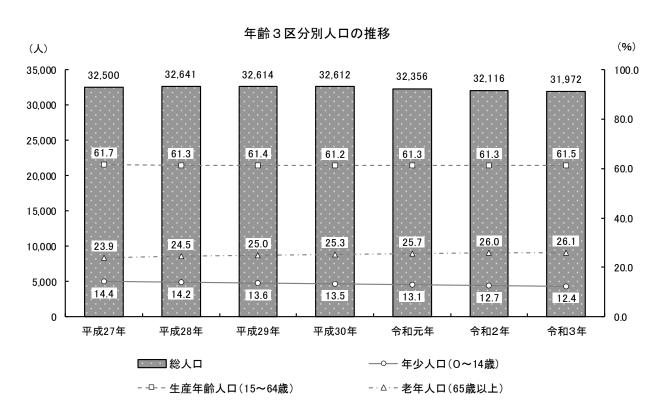
清水町の概況

1 清水町の現状

(1) 人口・世帯の状況

① 年齢3区分別人口

本町の総人口は令和3年で31,972人となっており、平成28年以降減少しています。年齢3区分別人口をみると、平成27年以降、年少人口(0~14歳)は減少している一方、老年人口(65歳以上)は増加しており、令和3年で26.1%となっています。

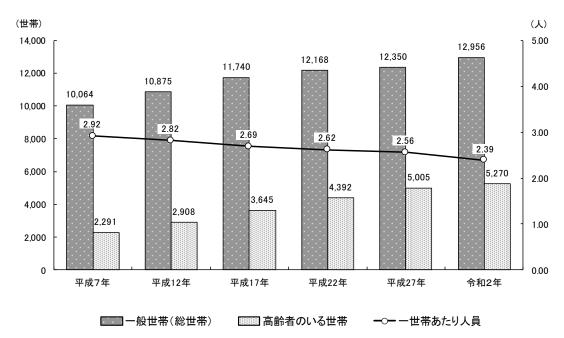


資料:清水町統計書 住民基本台帳(各年10月1日現在)

② 世帯数・高齢者のいる世帯数・一世帯あたりの人員の推移

本町の世帯数は、令和2年で12,956世帯となっており、平成7年以降増加しています。特に高齢者のいる世帯に関しては、平成7年からの約25年間で2.3倍に増加しています。

一方、一世帯あたり人員は平成7年以降減少しており、令和2年で2.39人となっています。



世帯数・高齢者のいる世帯数・一世帯あたりの人員の推移

資料:国勢調査

(2) 労働・就業の状況

① 雇用者数の推移

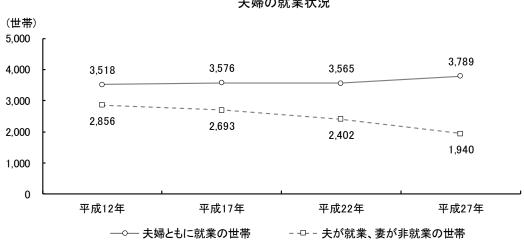
雇用者数の推移をみると、平成27年で男性が7.651人、女性が6.297人となって います。平成12年以降、男性は年々減少している一方、女性は増加しています。

(人) 10,000 8.282 8,244 7,970 7,651 8,000 6,000 6,297 6,037 6,072 5,789 4,000 2,000 0 平成17年 平成22年 平成12年 平成27年 - -□- - 女性 ── 男性

雇用者数の推移

② 夫婦の就業状況

夫婦の就業状況をみると、平成27年で「夫婦ともに就業の世帯」が3,789世帯、「夫 が就業、妻が非就業の世帯」が1,940世帯となっています。平成12年と比較すると、 「夫婦ともに就業の世帯」は増加している一方、「夫が就業、妻が非就業の世帯」は、 減少しており、共働き世帯が多くなっていることが見受けられます。



夫婦の就業状況

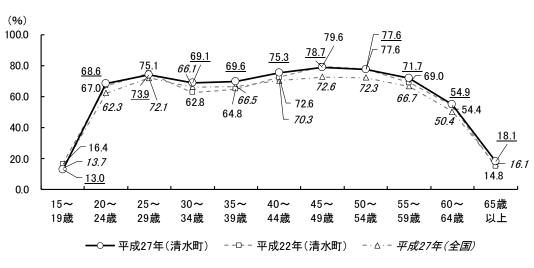
資料:国勢調査

資料:国勢調査

③ 女性の年齢別労働力率

本町の女性の年齢別労働力率*をみると、結婚、出産時期にあたる30歳代に一旦低 くなるM字カーブ*を描いています。

平成22年(清水町)と比較すると、30~34歳代から40~44歳代にかけて労働力 率が高くなっています。一方全国と比較すると、20歳以上の全ての年代において全国 よりも高くなっています。

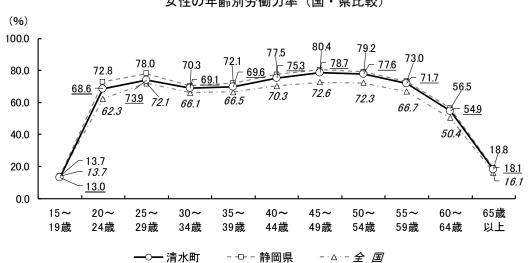


女性の年齢別労働力率の推移

資料:国勢調査

④ 女性の年齢別労働力率(国・県比較)

女性の年齢別労働力率をみると、20歳以上の全ての年代において全国よりも高くな っている一方、全ての年代において、県よりも低くなっています。



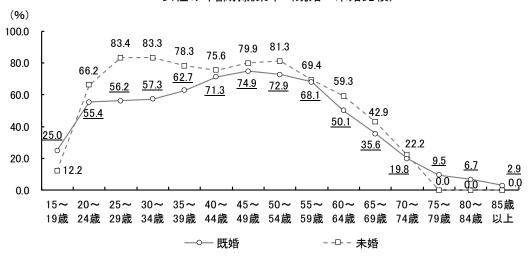
女性の年齢別労働力率(国・県比較)

資料: 国勢調査(平成27年)

⑤ 女性の年齢別就業率 (既婚・未婚比較)

女性の年齢別就業率*を既婚、未婚別にみると、未婚は15~19歳代から25~29歳 代にかけて上昇しているのに対し、既婚はゆるやかな上昇となっています。

また、未婚の就業率のピークが25~29歳代であるのに対し、既婚は45~49歳代 がピークとなっています。

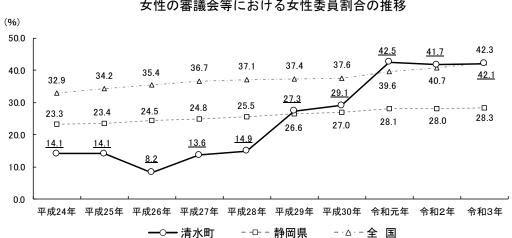


女性の年齢別就業率(既婚・未婚比較)

資料: 国勢調査 (平成 27 年)

女性の審議会等における女性委員割合

本町の女性の審議会等*における女性委員割合をみると、平成28年までは全国、県 よりも低い割合となっていました。その後、平成29年には県の割合を超え、令和元年 には全国の割合を超えましたが、令和3年には全国の割合と同程度の42.1%となって います。



女性の審議会等における女性委員割合の推移

資料:静岡県、清水町-内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は 女性に関する施策の推進状況」

全国-内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」 (各年9月30日現在)

2 男女共同参画に関するアンケート調査の主な結果

(1)調査概要

① 調査の目的

本計画の策定にあたり、町民の男女共同参画への意識についての現状を把握し、今後の計画や施策へ反映させていくことを目的として実施

② 調査対象

清水町に住民登録をしている、令和3年4月1日現在18歳以上の方から無作為抽出

③ 調査期間

令和3年6月8日から令和3年6月30日まで

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

配 布 数:1,000通

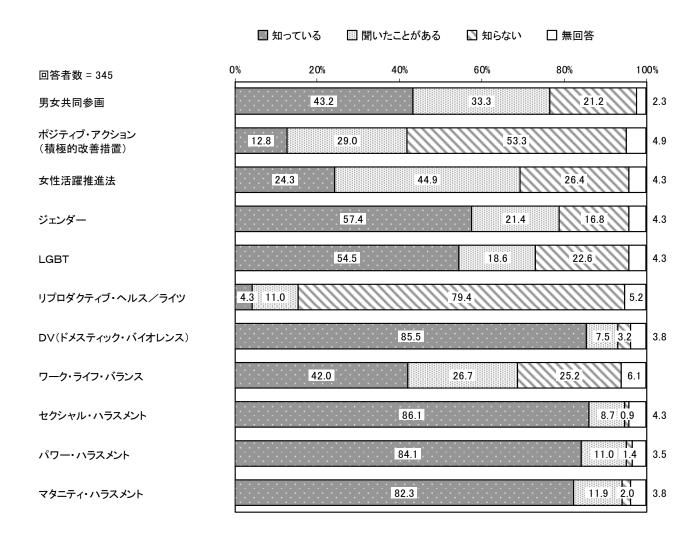
有効回答数:345通

有効回答率:34.5%

(2) 主な調査の結果

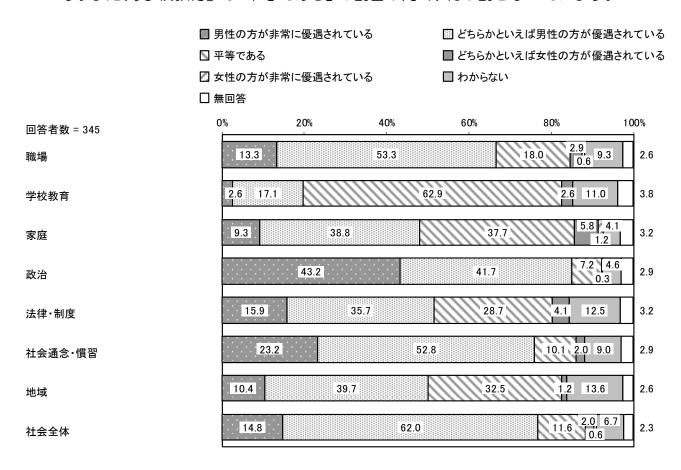
① 男女共同参画に関する用語の認知度

『DV(ドメスティック・バイオレンス*)』で「知っている」の割合が高く、 8割半ばとなっています。また、『女性活躍推進法』で「聞いたことがある」の 割合が4割半ばとなっています。一方、『リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*』 で「知らない」の割合が高く、約8割となっています。



② 法律・制度や地域における男女平等について

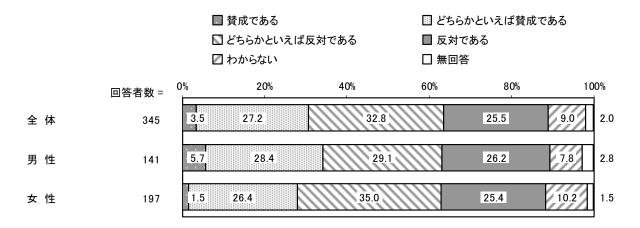
『政治』、『社会通念・慣習』、『社会全体』で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた "男性の方が優遇されている" の割合が高く、特に、『政治』では8割半ばとなっています。また、『学校教育』で「平等である」の割合が高く、約6割となっています。



③ 「男性は仕事、女性は家事(育児を含む)」という固定的な性別役割分業についての考え方

「賛成である」と「どちらかといえば賛成である」をあわせた"賛成である" の割合が30.7%、「どちらかといえば反対である」と「反対である」をあわせた "反対である" の割合が58.3%となっています。

性別でみると、女性に比べ、男性で"賛成である"の割合が高くなっています。また、男性に比べ、女性で"反対である"の割合が高くなっています。

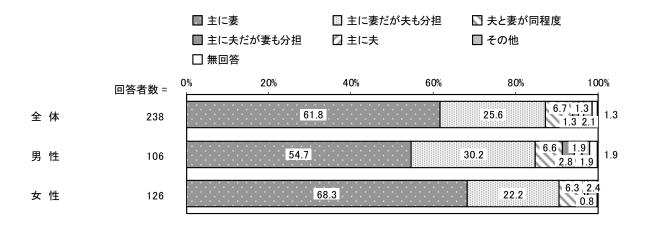


④ 家庭における役割

<掃除、洗濯、食事のしたくなどの家事>

「主に妻」の割合が61.8%と最も高く、次いで「主に妻だが夫も分担」の割合が25.6%となっています。

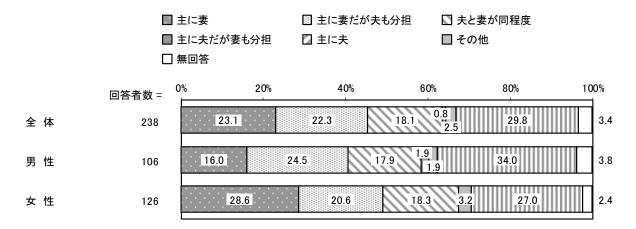
性別でみると、女性に比べ、男性で「主に妻だが夫も分担」の割合が高くなっています。また、男性に比べ、女性で「主に妻」の割合が高くなっています。



⑤ 〈育児、子どものしつけ〉

「主に妻」の割合が23.1%、「主に妻だが夫も分担」の割合が22.3%となっています。

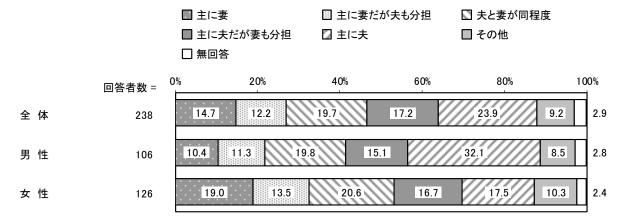
性別でみると、男性に比べ、女性で「主に妻」の割合が高くなっています。



⑥ <自治会・町内会などの地域活動>

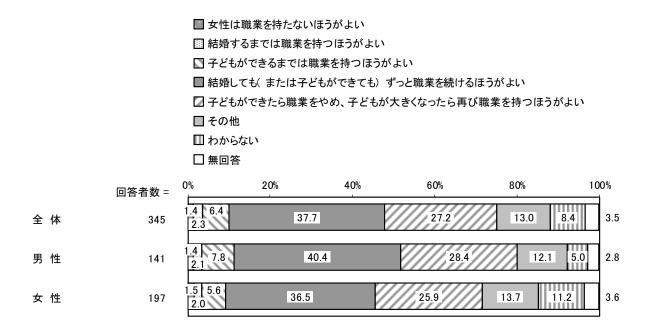
「主に夫」の割合が23.9%と最も高く、次いで「夫と妻が同程度」の割合が19.7%、「主に夫だが妻も分担」の割合が17.2%となっています。

性別でみると、女性に比べ、男性で「主に夫」の割合が高くなっています。 また、男性に比べ、女性で「主に妻」の割合が高くなっています。



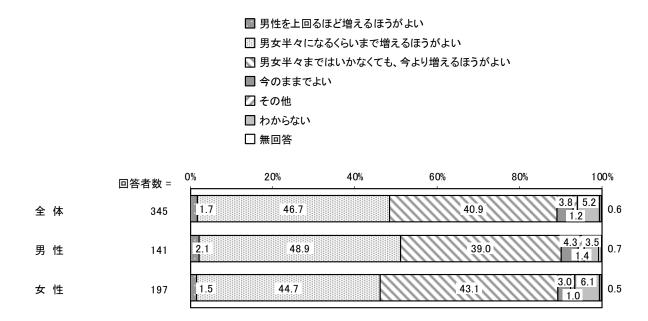
(7) 女性が職業を持つことについての考え方

「結婚しても(または子どもができても)ずっと職業を続けるほうがよい」の割合が37.7%と最も高く、次いで「子どもができたら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業を持つほうがよい」の割合が27.2%となっています。



⑧ 意思決定の場に女性が参画することについての考え方

「男女半々になるくらいまで増えるほうがよい」の割合が46.7%と最も高く、次いで「男女半々まではいかなくても、今より増えるほうがよい」の割合が40.9%となっています。



⑨ 意思決定を行う管理的部門や指導的地位への女性登用が未だ少ない理由

「社会的・文化的に、性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから」の割合が57.7%と最も高く、次いで「登用する側に男性優先の意織や、女性管理職に対する不安感があるから」の割合が48.1%、「女性は継続して勤務することが困難であるから」の割合が47.2%となっています。

性別でみると、女性に比べ、男性で「女性自身が管種的部門全容につくことに消極的だから」「社会的・文化的に、性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから」「主として補助的業務が与えられ、女性の能力を高める機会が少ないから」の割合が高くなっています。また、男性に比べ、女性で「登用する側に男性優先の意織や、女性管理職に対する不安感があるから」の割合が高くなっています。

女性自身が管種的部門全容につくことに消極的だから

女性は継続して勤務することが困難である から

社会的・文化的に、性別によって役割を 固定する考え方や意識が残っているから

家族の理解や協力が得られにくいから

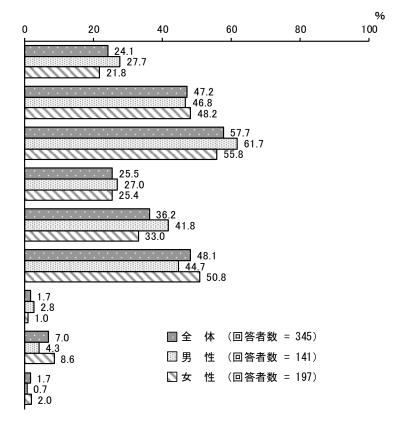
主として補助的業務が与えられ、女性の能力を高める機会が少ないから

登用する側に男性優先の意織や、女性 管理職に対する不安感があるから

その他

わからない

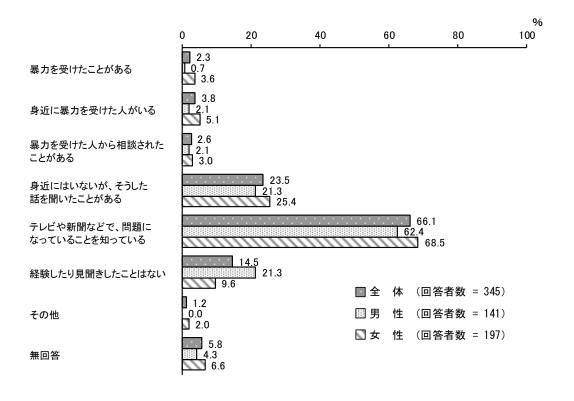
無回答



① DV(ドメスティック・バイオレンス)についての経験や見聞きしたこと等

「テレビや新聞などで、問題になっていることを知っている」の割合が66.1%と最も高く、次いで「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」の割合が23.5%、「経験したり見聞きしたことはない」の割合が14.5%となっています。

性別でみると、女性に比べ、男性で「経験したり見聞きしたことはない」の 割合が高くなっています。また、男性に比べ、女性で「テレビや新聞などで、 問題になっていることを知っている」の割合が高くなっています。



① DV(ドメスティック・バイオレンス)をなくすために重要なこと

「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」の割合が53.0%と最も高く、次いで「捜査や裁判での担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が届けやすい環境をつくる」の割合が42.0%、「法律・制度の制定や見直しを行う」の割合が35.9%となっています。

性別でみると、女性に比べ、男性で「被害者を支援し、暴力に反対する市民 運動を盛り上げる」の割合が高くなっています。また、男性に比べ、女性で「捜 査や裁判での担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が届けやすい環境 をつくる」の割合が高くなっています。

法律・制度の制定や見直しを行う

犯罪の取り締まりを強化する

捜査や裁判での担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が届けやすい環境をつくる

被害者を支援し、暴力に反対する市民運動を 盛り上げる

被害者のための相談機関や保護施設を 整備する

家庭における男女平等についての教育を 充実させる

学校における男女平等についての教育を充実さ せる

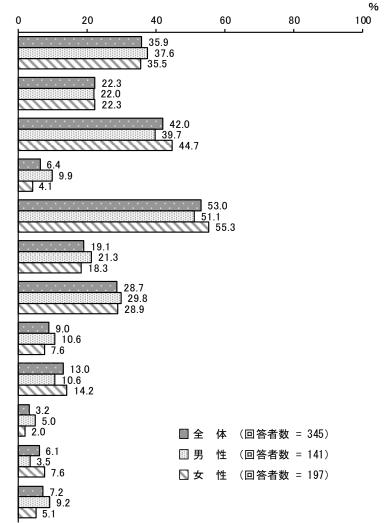
メディアが自主的取組を強化し、暴力を無批判 に取り扱わないようにする

過激な暴力表現を扱ったビデオソフト、ゲーム ソフト等の販売や貸出を制限する

その他

わからない

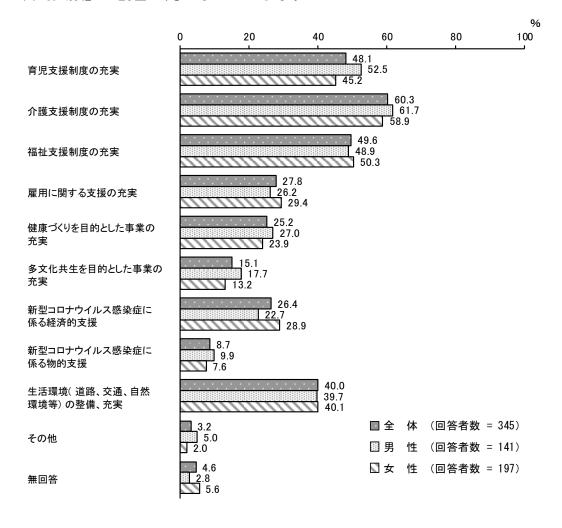
無回答



① 一人ひとりが輝き、充実した人生を送るため、町の政策に望むこと

「介護支援制度の充実」の割合が60.3%と最も高く、次いで「福祉支援制度の充実」の割合が49.6%、「育児支援制度の充実」の割合が48.1%となっています。

性別でみると、女性に比べ、男性で「育児支援制度の充実」の割合が高くなっています。また、男性に比べ、女性で「新型コロナウイルス感染症に係る経済的支援」の割合が高くなっています。



3 今後の課題

(1) 家庭や地域における男女共同参画について

本町では、男性を対象とした料理教室等を開催し、男性の家事等への参画促進を図ってきました。

しかし、男女共同参画に関するアンケート調査では、依然として家庭において家事を行っている割合は女性が高く、自治会・町内会への参加は男性に多く偏りが生じています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、自宅にいる時間が長くなることで、 女性の家事負担が増える中、性別や世代に関係なく、男性と女性がともに家庭生活や 地域活動を担うことが重要です。

(2) 働く場における男女共同参画等について

本町における女性の就業者数は増加に伴い就業率が高くなっており、今後も少子高齢化や人口減少時代にあって、ますます女性の活躍が期待されています。

男女共同参画に関するアンケート調査では、女性が職業を持つことに対して、「子どもができたら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業を持つほうがよい」の割合が27.2%となっております。しかし、働く意欲があるにもかかわらず、育児・介護などの理由で再就職に結びつけることができず、働く場での活躍が損なわれている可能性があります。仕事と家庭を両立するためには、家族の中で家事・育児・介護を担い合う意識を持つことが重要であり、それぞれのニーズに応じた支援体制の充実、労働環境の整備が必要です。

(3) 政策・方針決定の場への女性の参画について -

女性があらゆる分野に意見を反映させていくことは、社会を形成していくうえで大 変重要です。

本町では、まちづくりの政策・方針決定の場への女性の参画*を促進するため、審議会等への女性委員の積極的な登用に努めてきました。

しかし、男女共同参画に関するアンケート調査では、意思決定の場に女性が参画することについて、「社会的・文化的に、性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから」の割合が57.7%と最も高く、次いで「登用する側に男性優先の意織や、女性管理職に対する不安感があるから」の割合が48.1%、「女性は継続して勤務することが困難であるから」の割合が47.2%となっており、女性の管理職に対する不安感が存在しています。

古い慣習やしきたりなどによる固定的役割分担意識の解消と女性もまちづくりの政策・方針決定の場に積極的に参画する意識を強く持つことが必要であり、支援体制を整えることが求められます。

(4) DV(ドメスティック・バイオレンス)等、あらゆる暴力の根絶について

暴力は被害者への重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。また、加害者に罪の意識が薄い傾向があり、周囲が気づかないうちに、被害が深刻化する可能性があります。

加えて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出自粛が行われている中、 生活不安・ストレスにより配偶者等からのDV被害が全国的に指摘されています。

男女共同参画に関するアンケート調査では、DVについて認知していない割合が 14.5%となっています。DVに対する対策として、「被害者のための相談機関や保護 施設を整備する」、「事件捜査の担当者に女性を増やす」といった意見が多く見受けられます。

このようなことから、あらゆる暴力の根絶を目指すとともに、相談窓口の周知を図り、被害者が抱え込まず、安心して相談できる体制を強化することが必要です。

(5) 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境整備について ─●

少子高齢化、未婚や離婚による単身世帯、ひとり親家庭の増加、非正規労働者の増加など、社会の変化に伴い多様な家族形態が生まれています。

ひとり親家庭では、子育てと生計の担い手を一人で行うこととなるため、経済的、 精神的に負担が大きくなります。

昨今、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会経済全体に大きな影響を及ぼし、 生活に困窮する方や様々な困難を抱える人々にも、より深刻な影響をもたらしていま す。

また、障がい者の支援に関しては、法整備が進められたことにより問題が顕在化し、本町においても平成31年4月に清水町障がい者基幹相談支援センター*を開設、相談体制の整備に努めていますが、相談内容が多岐にわたることもあり、関係機関によるネットワークをより強固にすることが重要です。

男女共同参画に関するアンケート調査では、「一人ひとりが輝き、充実した人生を送るため、町の政策にどのようなものを望みますか。」という質問に対して、「介護支援制度の充実」の割合が60.3%と最も高く、次いで「福祉支援制度の充実」、「育児支援制度の充実」となっており、一人ひとりの生活上の困りごとに寄り添った幅広い支援が求められております。また、貧困問題等を含め、困難を抱えた人が社会的孤立をせず、安心して暮らすことができるよう、支援を進めることが必要です。

(6)健康づくりについて

生涯にわたり男女共同参画を推進する上で男女が身体の機能や特徴を理解し、思いやりを持ち、健康に過ごしていくことはとても重要なことです。

男女共同参画に関するアンケート調査では、本町に求める政策として、「健康づくりを目的とした事業の充実」と回答した割合は25.2%と健康意識の高さが見受けられます。

男女がともに人生100年時代を踏まえた健康づくりを推進するため、各種健康診断の推進に努め、自身の健康に関心を持ち、ライフステージ*に応じた正確な知識と情報を入手し、町民が主体的に健康づくりに取り組むことが必要です。

(7) 子育て支援について

男女共同参画社会において、男女が身体的な違いを十分に理解し合い、思いやりをもって生きていくことは重要です。

特に女性に関しては、女性の社会進出により晩婚化、晩産化が進む中、働きながら 妊娠・出産する女性や不妊に悩む人が増えていることからも、年齢と妊娠のしやすさ に関する理解や知識を持った上でライフプランを考える必要性が高まっています。

男女共同参画に関するアンケート調査では、本町に求める政策として、「福祉支援制度の充実」、「育児支援制度の充実」と回答した割合は高く、引き続き子育てに関する 支援を求める町民が多く見受けられます。

今後は、男女が協力して子育てに取り組めるよう、地域や町全体で保育や子育てを 支援する体制の充実を図り、子どもの成長に応じた切れ目のない支援ができる環境づ くりを進める必要があります。

(8) 男女共同参画に関する啓発や教育について

男女共同参画の視点による法律や制度の整備が進むとともに、女性の地位向上や男女平等に対する意識にも変化がみられ、女性の社会進出や男性の家事などへの参加も増えてきました。

しかし、依然として社会全体を見渡すと、あらゆる分野でいまだに男性を中心とした社会の仕組みや無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス*)につながる表現が含まれている文章や広告、映像が存在します。

男女共同参画に関するアンケート調査でも、「男性は仕事、女性は家事という固定的な性別役割分業についてどう考えますか。」の質問に対して、夫が働いたほうが収入が多いから賛成であるという意見が多く、他市町と同様に、本町でも共働き家庭は増加していますが、主たる稼ぎ手は男性といった役割分担意識が色濃く残っています。

今後は、男女共同参画社会の実現のため、男女がともに尊重しあい、男女共同参画についての正しい知識を持ちつつ、誰もがその必要性を理解した上で活躍できるよう、子どもから高齢者まで全世代を通じた人権尊重を基盤にした男女平等の形成を図るため、広報啓発活動や教育を推進する必要があります。



計画がめざすもの

1 全体目標

本計画においては、県の「第3次静岡県男女共同参画基本計画」、本町の「第5次清水町総合計画」を踏まえ、町民が性別に関わりなく意欲に応じて活躍できる機会を確保し、あらゆる場面で公平に評価され、性の多様性を尊重した社会の実現を目指します。そこで、本計画の全体目標を「お互いが認め合い、支え合い、誰もが活躍できるまち」とし、町民・地域団体・事業者・関係機関等が一体となり男女共同参画を推進します。

【全体目標】

お互いが認め合い、支え合い、 誰もが活躍できるまち

2 基本理念

全体目標に基づく計画の基本理念として、目指すべきまちの姿を「ジェンダー*平等や性の多様性を尊重した誰もが活躍できる社会の実現」とし、基本理念の実現に向けて4つの基本目標を掲げ、施策を推進します。

【基本理念】

ジェンダー平等や性の多様性を尊重した 誰もが活躍できる社会の実現

3 基本目標

(1) あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女がともに、よりよい家庭・地域づくりについて考え行動することは、男女共同参画社会を実現するための第一歩です。そのため、男女が対等な立場で、家庭生活や地域活動に積極的に参加できるように支援します。また、企業や地域団体等の様々な分野で女性が方針決定の場へ参画できるように環境整備を進めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れた災害時の支援の充実を図ります。

(2) 誰もが安全に暮らせる地域づくり

相談体制の充実や被害者保護等、あらゆる暴力を根絶するため、幅広い取組を通じて、安心して暮らせる地域づくりを推進するとともに、様々な世代に向けた教育や意識啓発を行い、DVや性暴力、各種ハラスメント*等を許さない社会意識の醸成を図ります。

また、ひとり親家庭や貧困などの困難を抱える方に対し、国や県、町の関係機関との連携を深め、包括的、多層的な支援を行います。

(3) 生涯にわたる健康な生活の実現

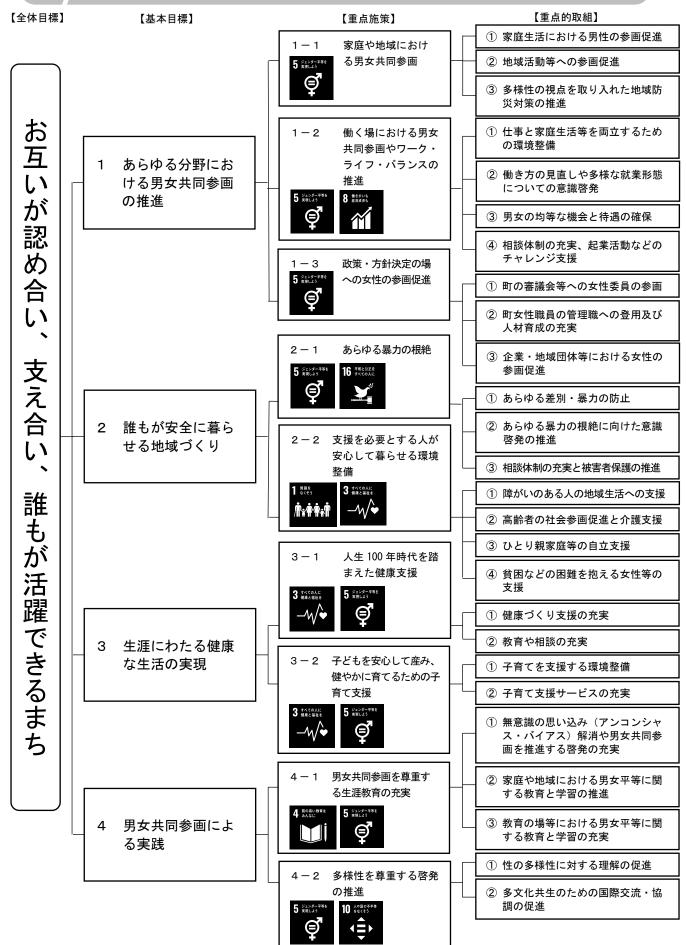
生涯にわたり心豊かな暮らしを実践するために、性別に応じた健康課題に対応できるよう健康づくりの支援について、正しい知識の普及に努めます。

また、子どもを安心して産み育てることができる子育て支援の充実を図ります。

(4) 男女共同参画による実践

これまで進めてきた、固定的性別役割分担意識*の解消や、性別にかかわりなく多様な生き方を選択できる環境づくりを引き続き目指すとともに、あらゆる社会の場において、ダイバーシティ*の推進を図ります。

4 体系図



5 SDGsと男女共同参画

SDGs(Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)*とは、平成27年度に国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰ー人取り残さない(leave no one behind)」という共通理念を掲げています。このSDGs5つめのゴールとして「ジェンダー平等の実現」をはじめ、関連するSDGsの達成に向け本計画を策定します。

【本計画に関連する主な SDGs の目標】



1:貧困を なくそう



8: 働きがいも 経済成長も



3: すべての人に 健康と福祉を



10:人や国の不平等 をなくそう



4: 質の高い教育を みんなに



16: 平和と公正を すべての人に



5: ジェンダー平等を 実現しよう



計画の内容

基本目標1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

(1) 家庭や地域における男女共同参画



【現状と課題】

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「家庭生活における活動と他の活動の両立」が掲げられています。

家庭生活においては、家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任を ともに担うことが大切です。また、すべての人が性別にかかわらず、社会の対等な構 成員として地域の活動に参画していくことも重要です。

アンケート調査によると、家庭において女性が家事を行っている割合が高くなって おり、自治会・町内会などの地域活動への参加は男性が行っている割合が高くなって います。

今後、家庭生活においては、男性自身の生き方の見直しに向けた啓発や、性別にかかわらず家族の協力のもとで行われる子育てや介護のあり方について周知することが必要です。また、地域活動については、地域の多様化するニーズへの対応が課題となっており、特に地域の防災対策については、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保、性別や年齢等により役割が固定化されないよう意識の改善に取り組んでいく必要があります。

【 重点的取組 】

① 家庭生活における男性の参画促進

〇男性の家事や育児、介護等への参画を促進し、固定的な性別役割分担意識の解消を 図ります。

具体的施策	内容	担当課
男性の家事や育児、 介護等への参画促進	家庭生活における男性の家事や育児、介護等への参画促進を目的に、子育てやワーク・ライフ・バランスを考慮した講座や教室を開催します。	健幸づくり課 福祉介護課

② 地域活動等への参画促進

○誰もが積極的に地域活動へ参画できる体制づくりを推進します。

具体的施策	内容	担当課
地域に対する政策・ 方針決定の場におけ る女性の参画促進と 女性リーダーの育成	自治会、地域活動組織等に対し、まちづくり や環境分野などによる政策や方針決定の場へ 女性の参画を促進するよう働きかけ、地域活 動に関する情報の提供を行います。	産業観光課

③ 多様性の視点を取り入れた地域防災対策の推進

〇避難所における安全の確保や運営方法は、男女のニーズが異なることから、これまで少なかった女性の防災分野への参画やリーダーシップを促し、地域防災力を高めるための支援を行います。

具体的施策	内容	担当課
防災対策・避難所運 営における男女共同 参画	男女共同参画の視点に立ち、防災訓練等を実施するとともに、避難所運営、防災マニュアル等において、男女がリーダーとして参画できる仕組みをつくります。	くらし安全課

【数値目標】

陌 R 。 由泰	坦 左姞	目標値			
項目・内容	現在値	中間 (R8)	最終(R13)		
自治会役員の女性比率	7. 5%	15.0%	40. 0%		
根拠:町内自治会の役員に占める女性数÷役員総数					
女性が役員として参画している自主防災 組織の割合	70.6%	90.0%	100.0%		
根拠:各区避難所運営役員に女性がいる自治会数(自治会数:17地区)					

【 一人ひとりの取組~家庭・地域・職場で~ 】

- ○家族一人ひとりの個性や生き方、考え方を尊重し、家事や育児、介護などを家族み んなで協力しましょう。
- 〇身近な風習や慣行などの中に、性別による固定的な役割分担がないかを点検し、改善すべき点は見直していきましょう。
- 〇地域の防災対策や自治会など地域における決定に、男女ともに積極的にかかわるよう う努めましょう。

【現状と課題】

女性活躍推進法に基づく取組を含めた積極的な改善措置が求められており、本町においても、職場における女性の参画拡大、男女間格差の是正や女性の能力発揮を促進するための支援が求められています。

また、男女が固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、ともに社会参画するよう、ワーク・ライフ・バランスの実現が重要です。企業には雇用環境の整備などを促進していくことが重要であると同時に、女性が職業を持ち続けるために、仕事への不満を解消する取組が必要です。

アンケート調査においては、「男性は仕事、女性は家事(育児を含む)」という固定的な性別役割分業について肯定的な意見が多くみられました。また、女性は子育てとの両立が困難であるという理由から、子どもが大きくなるまでは職業を持たない選択をする傾向がみられました。

女性も男性も働きたい人すべてが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活と の二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得な がらその能力を十分に発揮することは重要です。したがって、子育てや介護の必要が 生じた際に育児休業制度や介護休暇制度等の利用がしやすい環境の整備が必要です。

また、女性が活躍するために、商工会等関係機関と連携をとり、起業を考える女性 に対する相談窓口等の環境整備が必要です。

【 重点的取組 】

① 仕事と家庭生活等を両立するための環境整備

- 〇育児・介護等の関係法制度・各種制度についての周知を図り、仕事と育児・介護等 の両立を支援します。
- ○企業はワーク・ライフ・バランスへの取組を進めるなど、育児や介護を担う就労者 が働きやすい職場環境の整備に努めます。
- 〇育児休業や介護休暇等の制度について、町民や企業などに周知を図り、支援サービ スについて情報提供に努めます。

具体的施策	内容	担当課
ワーク・ライフ・バラ ンスのための情報提 供	育児・介護等の関係法令、助成制度等を周知 するとともに、ワーク・ライフ・バランスの促 進に努めます。	健幸づくり課 福祉介護課 こども未来課 産業観光課
育児休業制度・介護 休暇制度 [※] の普及啓 発	育児休業や介護休暇等の制度について、町民 や企業などに周知を図り、制度の活用を働き かけます。	産業観光課

② 働き方の見直しや多様な就業形態についての意識啓発

○あらゆるハラスメントを防止するため、事業所に向けた啓発や情報提供を行います。

具体的施策	内容	担当課
職員への普及啓発	町職員に対し、休暇制度等について周知を図り、女性職員だけでなく男性職員の育児休業 や介護休暇取得に向けた働きかけを行います。	総務課
働く場における各種 ハラスメント防止の ための啓発	各種ハラスメント、性差別の防止について、 事業所に向けて周知を図ります。	産業観光課

③ 男女の均等な機会と待遇の確保

〇すべての就労者が働きやすく、公正に処遇される環境づくりを推進します。

具体的施策	内容	担当課
男女の均等な機会と 待遇の確保	清水町人材育成基本方針及び清水町職員の人事考課等に関する規程などに基づき、性別にかかわりなく、個人の能力と適正に応じた職員の配置を行います。	総務課

④ 相談体制の充実、起業活動などのチャレンジ支援

○女性が仕事において能力を十分に発揮できるよう、起業やキャリア形成を支援します。

具体的施策	内容	担当課
起業活動等の相談支 援と能力開発の支援	起業を考える女性に対する相談と女性が能力 を十分に発揮し活躍することができる支援を します。	産業観光課

【数値目標】

項目・内容	現在値	目標値	
		中間(R 8)	最終(R13)
静岡県男女共同参画社会づくり宣言事業 所数	17 件	30 件	50 件
根拠:宣言をした事業所数(累計)			
町男性職員の育児休業取得率	20.0%	25. 0%	30.0%
根拠:取得男性職員数÷対象男性職員数			

【 一人ひとりの取組~家庭・地域・職場で~ 】

- ○育児や介護で不安を感じたら、ひとりで悩まず積極的に相談しましょう。
- ○身近に育児や介護に不安を感じている人がいるときは、相談するように勧めましょう。
- ○家事や育児、介護に関するサービスについての情報を積極的に収集し、活用しましょう。
- 〇企業は、女性の参画拡大やワーク・ライフ・バランスを推進し、静岡県が取り組む 「男女共同参画社会づくり宣言」に登録しましょう。
- 〇地域・企業・団体等において、女性が能力を発揮できる環境の整備に取り組みましょう。
- 〇企業は男女雇用機会均等法*などの労働に関する法律を守りましょう。



(3) 政策・方針決定の場への女性の参画促進

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに政治・行政、地域活動、教育などのあらゆる分野における活動に参加することはもとより、企画、方針決定段階に女性の参画を拡大していくことが重要です。特に、政治・行政分野において女性の参画が進むことは、多様な価値観や発想を政策に取り入れ実現することにつながるものであり、社会全体に与える影響が大きいことから、重要な課題と言えます。

アンケート調査によると、意思決定の場に女性が参画することについて、社会的・ 文化的に固定的性別役割分担意識があるために、女性管理職に対する不安感が存在しています。また、登用する側に男性優先の意識が残っており、方針決定の場へ女性の 参画が妨げとなっている現状にあります。

様々な活動の中で、男女双方がバランスよく方針決定の場に参画できるような仕組みづくりを、一層促進する必要があります。

【 重点的取組 】

① 町の審議会等への女性委員の参画

〇町の審議会等における政策や方針決定の場に女性の参画が促進されるよう努めます。

具体的施策	内容	担当課
町の審議会等におけ る女性参画促進	審議会等における女性委員の登用状況を把握 するとともに、女性委員の比率を引き上げ、 女性の参画促進に努めます。	総務課

② 町女性職員の管理職への登用及び人材育成の充実

○町女性職員の管理職への登用及び人材育成の充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課
町女性職員の管理職 への登用及び人材育 成の充実	町女性職員の管理職への積極的な登用を促進 するため、研修などを通じて政策や方針決定 の場に参画できる女性リーダーの育成に努め ます。	総務課

③ 企業・地域団体等における女性の参画促進

- 〇男女がともに能力や感性を発揮できる働きやすい職場づくりのために、企業や各種 団体に対して、決定の場における女性の参画促進に向けた啓発を図ります。
- 〇男女間における職域の偏りを解消するよう、積極的に改善措置を図り、女性の職域 の拡大と管理職への登用について啓発していきます。

具体的施策	内容	担当課
事業者等への女性登 用の働きかけ	町内事業者や組合、各種団体等へ向けて、広 報や啓発を行い、女性登用の促進と協力要請 をしていきます。	産業観光課

【数值目標】

項目・内容	現在値	目標値	
块口· 內 位		中間 (R8)	最終(R13)
審議会等における女性の登用率	35. 3%	40.0%	50.0%
根拠:審議会・委員会の女性委員数・審議会・委員会総委員数			
町の管理職における女性の割合 28.2% 30.0% 40.0%			40. 0%
根拠:女性管理職数÷管理職総数			

【 一人ひとりの取組~家庭・地域・職場で~ 】

○性別に関係なく町政に関心を持ち、自分の意見を反映するために審議会などの政策・ 方針決定の場に積極的に参加しましょう。

基本目標2 誰もが安全に暮らせる地域づくり

(1) あらゆる暴力の根絶





【現状と課題】

家族をはじめとする身近な者からの被害は、特に潜在化・深刻化しやく、被害に遭 うと一生拭い難い影響が生じます。

アンケート調査によると、DVについての認知度が85%ほどに留まっています。ま た、DVに対する対策として、被害者のための相談機関や保護施設を整備する、事件捜 査の担当者に女性を増やすといった意見が多くみられました。

DVや性暴力等あらゆる暴力の根絶を目指すとともに、相談窓口の周知を図り、被害 者が抱え込まず、安心して相談できる体制を強化することが必要です。また、被害を 軽減するには、被害者自身のDVに対する認識を深めることが重要であり、DVについ ての周知や人権教育の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、暴力を許さない機 運を高め、被害者が安心して相談できる体制づくりと自立支援の取組を推進すること が必要です。

【 重点的取組 】

① あらゆる差別・暴力の防止

- 〇誰もが暴力は許されない犯罪であるという認識を持ち、加害者にも被害者にもなら ないよう、様々な機会を通じて意識啓発を行います。特に若年層からの教育、啓発 に努めます。
- ○虐待の早期発見や早期通報につながる体制づくりを進めます。

具体的施策	内容	担当課
子どもに対する虐待防止	親などによる子どもへの虐待が深刻な社会問題になっています。すべての子どもが虐待を受けずに、心身ともに健やかに成長できる地域社会を目指します。 また、虐待が疑われる家庭と連絡を取り、相談等を実施するとともに、関係機関がその情報や考え方を共有し、虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図ります。	こども未来課 教育総務課 健幸づくり課
高齢者に対する虐待 防止	広報紙やチラシの作成配布などにより、虐待の内容や相談窓口について啓発を行い、高齢者虐待についての認識を深め、虐待防止に努めます。 また、関係機関がその高齢者等に関する情報を共有し、虐待を受けている高齢者の早期発見や適切な保護を図ります。	福祉介護課

具体的施策	内容	担当課
障がい者に対する虐 待防止	研修会の開催やリーフレットの配布等を通じて、障がい者虐待に関する啓発を実施する他、相談機関の情報提供を行うとともに、関係機関との連携を図ります。	福祉介護課

② あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進

- ODVに関する情報提供など、住民の意識改革を図るため、広く啓発を行います。
- 〇コミュニティサイトやSNS等をはじめとした性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、児童生徒に対する啓発や教育の充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課
配偶者からの暴力の 防止及び地域住民に 対する広報活動	DVのない社会づくりと被害者の自立を促す 支援を行います。 また、保護を受ける方法等について、関係機 関と連携し、積極的な広報活動を行います。	福祉介護課
児童生徒を対象とした性暴力等を防止するための啓発	児童生徒を対象とした性暴力を防止するため の啓発に取り組みます。	こども未来課 教育総務課

③ 相談体制の充実と被害者保護の推進

○セクシュアル・ハラスメント*やストーカー行為*、性犯罪などの暴力は、人権を侵害するもので許されるものではありません。被害者を救済するため、相談体制の充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課
性別に関連したあら ゆる暴力の防止・相 談体制の充実	セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性犯罪など、あらゆる暴力の防止について、広報紙等による啓発を行います。 また、発生の防止に努めるとともに、加害者と被害者のそれぞれに対する相談体制の充実を図ります。	福祉介護課
住民基本台帳事務における支援措置事務	DVに関連した被害者保護による支援措置の 申出があった場合、住民票や除票、戸籍の附 票などを加害者に対して発行しないよう、制 限をかけて申出者等を保護します。	住民課

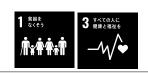
【数值目標】

項目・内容	現在値	目標値	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	火 红胆	中間(R 8)	最終(R13)
あらゆる差別・暴力の防止に関する啓発 回数	1 回	2回	2回
根拠:啓発回数			

【 一人ひとりの取組~家庭・地域・職場で~ 】

- ○暴力や差別など、相手の心や身体を傷つけるようなことはやめましょう。
- 〇あらゆる暴力は犯罪であるとともに、人権侵害であることを認識しましょう。
- ODVやセクシュアル・ハラスメントの被害については、ひとりで悩まず、関係機関 に相談しましょう。
- ○身近な人が被害にあったときは、相談するように勧めましょう。

(2)支援を必要とする人が安心して 暮らせる環境整備



【現状と課題】

生活困窮や介護・介助を必要とする人など、複雑化・複合化した課題を抱える人々への支援が課題となっています。特に、貧困問題は、ひとり親をはじめとする子育て世代においては、経済上の問題・生活環境等を背景として、世代を超えて連鎖することが指摘されています。貧困が連鎖しないように支援を行っていくことは重要です。

アンケート調査によると、町民が町の政策について「介護支援制度の充実」、「福祉支援制度の充実」、「育児支援制度の充実」を求める割合が多くなっています。

様々な困難を抱えた人々が、地域で安定、安心した生活を送れるようにするためには、雇用の安定や安心できる生活環境の確保、自立を支援するとともに、生きがいづくりや社会的孤立の解消を含めた総合的かつきめ細かな支援を進めることが必要です。

【 重点的取組 】

① 障がいのある人の地域生活への支援

○性別にかかわりなく障がいのある人がその意欲や能力に応じて地域社会に参画し、 いきいきと生活ができるよう環境整備を図ります。

具体的施策	内容	担当課
障がい者支援サービ スの充実	地域における生活支援サービス (デイサービス、短期入所、ヘルパー派遣)を利用し、障がいがある人やその家族が、安心した生活ができるよう努めます。また、障がいがある人やその家族からの相談に適切に応じることができるよう、相談体制の充実を図ります。	福祉介護課
障がいがある人に対 する社会参画の促進	性別にかかわりなく、障がいがある人に対し、 自立や多様な社会参画の促進が図れるよう、 手話通訳やバリアフリー化の促進に努め、作 業所などにおける活動への支援を行います。	福祉介護課

② 高齢者の社会参画促進と介護支援

- 〇男女がともに高齢期を迎えても、その知識や経験を生かすことができる参画の場づ くりを支援します。
- 〇高齢者が自立して充実した生活が送れるよう介護予防事業を推進します。
- ○介護が必要になった場合においては、良質な介護サービスの提供とともに、介護する家族の負担を軽減するための介護支援の充実に努めます。

具体的施策	内容	担当課
高齢者の生きがい活 動・社会参画の促進	男女がともに高齢者になっても、その知識や 経験を生かした多様な参画の場づくりを進 め、いきいきと充実した生活が送れるよう支 援します。	福祉介護課
介護予防サービスの 充実	性別にかかわりなく、要介護 (要支援) 状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。	健幸づくり課 福祉介護課
介護支援の充実	高齢者を介護している家族の心身的な負担を 軽減する相談体制の充実を図ります。	福祉介護課

③ ひとり親家庭等の自立支援

〇ひとり親家庭や経済的に不安定な家庭において、経済的に自立し、安心して生活で きるよう各種支援を行います。

具体的施策	内容	担当課
ひとり親家庭等への 各種手当、医療費の 助成	児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給 や医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の福 祉の増進を図ります。	こども未来課

④ 貧困などの困難を抱える女性等の支援

○貧困などの困難を抱える方に向けた日常的・社会的な相談支援や経済的支援を行います。

具体的施策	内容	担当課
相談支援の充実、生 活困窮者の自立に向 けた取組の推進、各 種手当や助成の充実	貧困や生活困窮者などに関する相談に対して 支援します。 また、児童扶養手当、医療費助成、貸付等の経 済的支援を行います。	福祉介護課 こども未来課

【数値目標】

項目・内容	現在値	目相	票値
块口· 内台	以 红胆	中間(R 8)	最終(R13)
町内にある障がい者支援事業所数	30 か所	35 か所	45 か所
根拠:清水町障がい福祉サービス事業所一覧表による事業所数			
介護予防教室の開催回数 360 回 850 回 1,000 回			
根拠:委託型介護予防教室、体験型介護予防教室、地域健康講座、講演会、運動グル ープ育成事業、介護従事者養成研修回数実績			

【 一人ひとりの取組~家庭・地域・職場で~ 】

- ○ひとりで抱え込まず、相談機関などに相談しましょう。
- ○障がいのある人も社会に参画し、活躍できるよう支援しましょう。
- ○介護はみんなの問題としてとらえ、家庭や地域で協力しあいましょう。

(1) 人生100年時代を踏まえた健康支援





【現状と課題】

思春期や高齢期など生涯を通じて、男女がお互いに自分や相手の身体機能による特徴を理解し、思いやりを持ち健康に生涯を過ごしていくことは、男女共同参画を推進する上でとても重要なことです。

アンケート調査によると、町に求める政策として、「健康づくりを目的とした事業の 充実」と回答した割合が多くなっています。

生涯を通じて心も身体も健康に過ごすためには、普段からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切であり、健康診断などを充実させるほか、町民が主体的に健康づくりに取り組む環境整備を進める必要があります。

【 重点的取組 】

① 健康づくり支援の充実

- 〇ライフステージに応じて、誰もが自らの健康に関心を持ち、適切に管理できるよう 健康づくりに対する情報提供や支援を行います。
- ○女性が自らの心と身体の健康管理を行い、妊娠や出産に関して自ら主体的に判断で きるよう、また男性にとってもパートナーの妊娠や出産について考えるための機会 となるよう情報を提供します。
- 〇子どもやその保護者に対し、妊娠時から子育てにあたり必要な情報やサービスを切れ目なく提供し、健康づくりを支援します。

具体的施策	内容	担当課
男女がともに健康づ くりを意識すること ができる啓発の推進	健康に対する意識の高揚や生涯を通じての健 康づくりの活性化と健康寿命の延伸を目指し ます。	健幸づくり課
男女がともに助け合 いながら学ぶ生きが いづくりの推進	心身の健康づくりへの関心を高め、自らの生活習慣を見直し、健やかで心豊かな生活を送ることができるよう、健康教室や健幸マイレージ、学習講座などの事業を実施します。	健幸づくり課

具体的施策	内容	担当課
子宮がん・乳がん等 の予防対策事業の推 進	子宮がんや乳がんについて、検診や検査を行 うよう啓発し、早期発見・早期治療を推進し ます。	健幸づくり課
各種健康診断の推進	がん、生活習慣病の早期発見と早期治療を図るとともに、心身の健康を維持するため、健康管理に関する正しい知識の普及に努めます。 また、職場などで定期的に受診する機会のない、家事従事者や自営業者に対して、受診を勧めます。	健幸づくり課
母子に対する健康づ くりの支援	心豊かな暮らしを実践するために、性別に応じた健康課題に対応できるよう健康づくりを 支援します。	健幸づくり課

② 教育や相談の充実

〇リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を踏まえ、発達段階に応じた性や生命に 対する教育を行うとともに、心と身体の悩みや健康について相談体制の整備を促進 します。

具体的施策	内容	担当課
健康相談、健康な食 生活の推進	日常生活、運動、健康な食生活の適切な助言、 指導を行います。	健幸づくり課
リプロダクティブ・ ヘルス/ライツの理 解促進	各種相談や保健事業等を通じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進を図ります。	健幸づくり課

【数值目標】

福日,由 索	坦 左 姞	目相	票値
項目・内容	現在値	中間 (R8)	最終(R13)
がん検診(乳がん検診)受診率	12. 8%	50.0%	50.0%
根拠:検診受診者数÷対象者数 ただし、対象者数はH27 国勢調査に基づく推定対象 者数			
健康教室等の参加延べ人数 1,400 人 1,600 人 2,000 人			2, 000 人
根拠:健康まつり、健康づくり推進委員会、ウォーキング大会等の健康教室参加延べ 人数			

【 一人ひとりの取組~家庭・地域・職場で~ 】

○1年に1回は健康診断を受けるなど、自分や周りの人の健康に関心を持ちましょう。 ○生涯を通じて健康で暮らすために、自分に合った運動や趣味を持ちましょう。

(2)子どもを安心して産み、健やかに育てる ための子育て支援



【現状と課題】

女性は男性に比べ子育て・介護の負担の偏りが多いことなど、複合的な困難を抱えている場合もあることが指摘されており、困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる包括的な支援体制の構築が必要とされています。

アンケート調査によると、町に求める政策として、「福祉支援制度の充実」、「育児支援制度の充実」と回答した割合は高い傾向にあります。子育て支援のさらなる充実が求められています。

核家族化が進展しており、安心して子どもが産める環境の整備や子育てのために育児休業等の支援制度が利用しやすい環境の整備が必要です。また、子育ての中で困難に直面した際に相談できる包括的な支援体制の整備が必要です。

【 重点的取組 】

① 子育てを支援する環境整備

○核家族化やライフスタイル*の多様化により、子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。すべての人が安心して子育てができる環境づくりを推進します。

具体的施策	内容	担当課
安心して子どもが 産める環境づくり	妊婦及び胎児の健康を維持できるよう、妊婦 訪問時の保健指導、妊婦一般健康診断の充実、 マタニティ教室等で情報を提供します。 また、妊娠や出産においてリスクの高い妊婦 を早期に把握するとともに、関係機関との連 携を取りながら適切な支援を行います。	健幸づくり課
健やかに子どもを育 てることができる環 境づくり	親子で参加できる行事を行うとともに、その 機会を通じて育児に関する指導、相談等を実施するなど、子育て家庭を地域全体で支援する環境づくりを進めます。 また、児童手当や医療費に対する助成など、 子どもを育てる保護者の経済的負担の軽減を 図ります。	健幸づくり課 こども未来課

② 子育て支援サービスの充実

〇子育て世代のニーズを把握し、必要とする人にサービスが受けられるよう充実を図 ります。

具体的施策	内容	担当課
地域における子育て 支援の充実	ファミリー・サポート・センター*、子育て総合支援センター、地域親子ふれあいランド、地域子育て支援拠点などの充実に努め、地域における子育てを支援します。	こども未来課
各種保育サービス、 放課後児童教室等の 充実		こども未来課

【数値目標】

項目・内容	現在値	目相	票値	
块口· 内台	以 红胆	中間 (R8)	最終(R13)	
保育施設における待機児童数	2人	0人	0人	
根拠:4月1日現在				
放課後児童教室における待機児童数	4人	0人	0人	
根拠:4月1日現在				

【 一人ひとりの取組~家庭・地域・職場で~ 】

- ○子育てに不安を感じたら、ひとりで悩まず積極的に相談しましょう。
- ○利用できるサービスについて、情報を収集し活用しましょう。

基本目標4 男女共同参画による実践

(1) 男女共同参画を尊重する生涯教育の充実



【現状と課題】

次世代を担う子どもたちが、子どもの頃から男女共同参画社会の理解を深め、性別にとらわれることなく健やかに成長できるよう、家庭や学校、地域などが協力して相手を尊重することを考慮した教育が重要です。

アンケート調査によると、子どものしつけについて主に母親が行っている傾向があります。あらゆる場において男女平等の視点を持つことが重要です。

子どもたちの個性を伸ばすとともに、男女平等・男女共同参画の意識を育むためには、教育に携わる者が男女平等・男女共同参画を正確に理解し、実践することが重要です。

【 重点的取組 】

- ① 無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス) 解消や男女共同参画を 推進する啓発の充実
- 〇男女共同参画の理念や内容、推進するための取組等について、町のホームページや あらゆる媒体を通じて、分かりやすく情報提供を行います。また、ジェンダー平等 に配慮した体制づくりに努めます。
- 〇町の各種刊行物については、男女平等の観点からその表現や内容を検討し、受け手の共感が得られるよう、性別によってイメージを固定化した表現や男女いずれかに 偏った表現にならないよう配慮します。

具体的施策	内容	担当課
男女共同参画を推進 するための啓発や情 報提供及びジェンダ 一平等に配慮した体 制づくり	町のホームページ等あらゆる媒体を活用し、 ハラスメントの防止等男女共同参画を推進す るための啓発や情報提供を行います。また、 ジェンダー平等に配慮した体制づくりに努め ます。	産業観光課
ジェンダー平等に 配慮した広報	広報紙等における言葉づかいや文章表現・写真・イラスト等の使用について、ジェンダー 平等の視点に配慮し普及に努めます。	企画課

② 家庭や地域における男女平等に関する教育と学習の推進

- 〇住民の主体的なまちづくりを支援し、男女が協力して地域の活動に取り組むことが できるよう、様々な機会を通じて、自治意識の高揚と意識啓発を推進します。
- 〇「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を見直すため、各種講 座の開催等を推進します。

具体的施策	内容	担当課
地域社会での男女共 同参画意識の啓発	PTA活動、子ども会活動等の各種地域活動 において、性別にとらわれない参画や役割分 担を促進します。 また、方針決定の場においても女性が主体的 に参画するよう啓発していきます。	社会教育課
地域の関係機関向け 研修の実施	自治会役員や民生委員・児童委員、健康推進 員など、地域で活動する方に向けて、男女共 同参画に関する出前講座を行います。	産業観光課 社会教育課

③ 教育の場等における男女平等に関する教育と学習の充実

- ○一人ひとりの個性や能力を発揮できるよう教職員に対する研修を行うなど、男女平 等意識に基づいた適切な指導の充実を図ります。
- 〇就学前・就学期を通じて継続的な男女平等教育を推進します。

具体的施策	内容	担当課
男女平等意識を育て る教育・学習の充実	幼稚園・保育所、小中学校において、性別にとらわれない考え方を育てる学習を実施するなど、全教育課程を通じて、人権の尊重、男女の相互理解と協力することを重視した教育の充実を図ります。	こども未来課 教育総務課
多様な選択を可能に する教育の充実 子どもたちが将来の進路や仕事、家庭生活等 について、性別にとらわれず主体的に多様な 選択ができるよう小中学校における指導の充 実を図ります。		教育総務課

【数值目標】

福日 ,由泰	理方店	目相	票値	
項目・内容	現在値	中間 (R8)	最終(R13)	
男女共同参画に関する啓発や施策に満足 している人の割合	49.7%	55.0%	60.0%	
根拠:ふれあいアンケートによる集計				
町が行う生涯学習の講座や教室に参加し たことがある人の割合	26.0%	30.0%	35.0%	
根拠:ふれあいアンケートによる集計				

【 一人ひとりの取組~家庭・地域・職場で~ 】

- ○学校で学んだ男女共同参画や人権に関することを家庭で話し合いましょう。
- ○男女共同参画に関する学習の場などへ積極的に参加し、理解を深めましょう。

(2) 多様性を尊重する啓発の推進



【現状と課題】

人には、年齢、国籍、人種、生活習慣や人生観などに多様性があり、一人ひとりに個性があります。また、「性」ついても、性的指向*や性自認*など様々な性のあり方が存在します。

アンケート調査によると、「LGBT*」というワードの認知度について男女合わせて 半分ほどに留まっています。性の多様性についての知識の普及が求められています。

性の多様性の正しい理解と、知識の普及のため、啓発活動を行っていく必要があります。また、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ、LGBT等)や年齢、国籍、人種、生活習慣にかかわりなく、悩みを持つ人に寄り添っていけるよう、相談体制の充実が必要です。

【 重点的取組 】

① 性の多様性に対する理解の促進

〇性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、お互いの人権を尊重し合える社会を つくるための教育や啓発活動を推進します。

具体的施策	内容	担当課
性の多様性に関する 意識の普及啓発	人権教育・人権啓発活動を通じて、性の多様性及び性的マイノリティ*(LGBT)に関する人権教育や意識の普及啓発に努めます。	産業観光課

② 多文化共生のための国際交流・協調の促進

〇異なる文化の理解や国際交流に取り組み、多文化共生の社会づくりを推進します。

具体的施策	内容	担当課
外国人住民への情報 提供や男女共同参画 に関する理解の促進	町内在住外国人を対象に、相談事業の実施により、相談しやすい体制を作り、外国人が安心して日常生活を送ることができるよう支援します。加えて男女共同参画に関する理解の 促進を図ります。	産業観光課

【数值目標】

項目・内容	現在値	目標値	
- 現日・内谷	火 红胆	中間(R 8)	最終(R13)
在住外国人対象日本文化交流教室参加者 延べ人数	650 人	700 人	800 人
根拠:年間の参加者延べ人数(施策の成果)			

【 一人ひとりの取組~家庭・地域・職場で~ 】

- ○地域に暮らす外国人の異なる文化や生活習慣、価値観など相互に理解し合いましょう。
- 〇在住外国人が地域の活動に参加しやすい環境づくりに努めましょう。
- 〇周囲の情報の中に、性に関する偏った表現がないか確認しましょう。



計画の推進に向けて

1 推進体制の強化

本計画は、福祉、健康、教育、まちづくり、防災など町政のあらゆる領域にわたる 計画であり、その推進にあたっては全庁的な取組が必要となります。

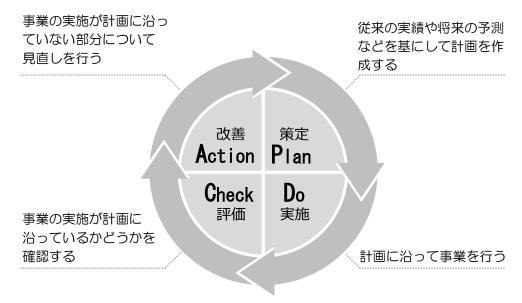
計画を周知し、関係各課で取り組んでいる事業の進捗状況等について調査、公表し、 計画の適切な進行管理に努めるとともに、清水町男女共同参画推進委員会において、 あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開されるよう推進します。

検証にあたっては、必要な施策の見直しを講じ、次期計画の策定における改善に反映します。

評価においては、計画の進捗状況や施策の効果を確認します。

また、計画内容の見直しにあたっては、社会情勢や地域の変化を踏まえ、効果的な改善方策を進めます。

PDCAサイクルのイメージ



2 住民との協働による推進

男女共同参画社会の形成は基本的人権の尊重にかかわる問題であり、住民全体の課題であることから、住民と行政の協働による計画の推進が必要です。

住民と行政が一体となって取り組むことができるよう、計画内容の周知、各種情報の提供、ネットワークづくりの支援に努めます。

3 男女共同参画に関する情報の提供

男女共同参画の推進に向けて、町のホームページや広報紙、その他各種媒体などを活用して、男女共同参画に関する情報提供を積極的に行い、住民等の理解を深めます。

4 国・県・関係機関との連携

本計画を総合的に推進するためには、男女共同参画に関する現状の把握と、近隣市町や県、国、世界の動向に関する情報の収集を充実させるなど、広い視野を持って取り組む必要があります。

国、県、関係機関との連携や協力、情報共有を図り、効果的な計画の推進に努めます。

また、社会経済状況の変化や、国、県の制度改正の動向を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを図ります。

5 数値目標の設定による推進

実効性のある計画とするため、各施策について目標となる数値を設定しました。これらの目標値について、毎年、進捗状況を確認していきます。

【数値目標一覧】

基本目標			目標値		
重点施策			中間 (R 8)	最終 (R13)	頁
1	自治会役員の女性比率	7. 5%	15. 0%	40.0%	29
(1)	女性が役員として参画している自 主防災組織の割合	70. 6%	90.0%	100.0%	29
1	静岡県男女共同参画社会づくり宣 言事業所数	17 件	30 件	50 件	32
(2)	町男性職員の育児休業取得率	20.0%	25. 0%	30.0%	32
1	審議会等における女性の登用率	35. 3%	40.0%	50.0%	34
(3)	町の管理職における女性の割合	28. 2%	30.0%	40.0%	34
2 (1)	あらゆる差別・暴力の防止に関する 啓発回数	1 回	2 🛭	2 🛭	37
2	町内にある障がい者支援事業所数	30 か所	35 か所	45 か所	39
(2)	介護予防教室の開催回数	360 回	850 回	1,000 回	39
3	がん検診(乳がん検診)受診率	12.8%	50.0%	50.0%	41
(1)	健康教室等の参加延べ人数	1, 400 人	1,600 人	2,000 人	41
3	保育施設における待機児童数	2人	0人	0人	43
(2)	放課後児童教室における待機児童 数	4人	0人	0人	43
4	男女共同参画に関する啓発や施策 に満足している人の割合	49. 7%	55.0%	60.0%	46
(1)	町が行う生涯学習の講座や教室に 参加したことがある人の割合	26.0%	30.0%	35. 0%	46
4 (2)	在住外国人対象日本文化交流教室 参加者延べ人数	650 人	700 人	800 人	47

[※]現在値については、計画策定年度中(令和3年度)の最新データです。



参考資料

1 男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条-第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条-第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条-第二十 八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化 等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応してい く上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任 も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能 力を十分に発揮することができる男女共同参画社会 の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の 実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本 理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かっ て国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の 形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するた め、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、 社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある 平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号 最終改正:平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対 等な構成員として、自らの意思によって社会の あらゆる分野における活動に参画する機会が 確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、 社会的及び文化的利益を享受することができ、 かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること をいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことによ

り、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会 における取組と密接な関係を有していることにか んがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調 の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共 同参画社会の形成についての基本理念(以下「基 本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を 含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施 する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男 女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に 準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域 の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務 を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の 社会のあらゆる分野において、基本理念にのっと り、男女共同参画社会の形成に寄与するように努 めなければならない。 (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策を実施するため必要な法制上又は財 政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画 社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らか にした文書を作成し、これを国会に提出しなけれ ばならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るた め、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本 的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。) を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定 があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計 画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更 について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項 について定めるものとする。
 - 都道府県の区域において総合的かつ長期的に 講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域に おける男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要 な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県 男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域 における男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策についての基本的な計画(以下「市町村男女 共同参画計画」という。)を定めるように努めな ければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画 計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変 更したときは、遅滞なく、これを公表しなければ ならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう 適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女 共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研 究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策の策定に必要な調査研究を推進するように 努めるものとする。 (国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団 体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う 活動を支援するため、情報の提供その他の必要な 措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三 項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は 関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の 形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政 策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、 必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び 関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政 府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす 影響を調査し、必要があると認めるときは、内 閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べ ること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内を もって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内 閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を 有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する 者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員 の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一 方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十 分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するため に必要があると認めるときは、関係行政機関の長 に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料 の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求 めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律 第七号)は、廃止する。

附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

一略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 一から十まで 略
- 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、 平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施 行する。

(以下略)

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号 最終改正: 令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条 一第五条)

第三章 被害者の保護 (第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雜則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法 の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実 現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる

心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び 第二十八条の二において「身体に対する暴力等」 と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対す る暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又は その婚姻が取り消された場合にあっては、当該配 偶者であった者から引き続き受ける身体に対す る暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者から の暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出を していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある 者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていない が事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事 実上離婚したと同様の事情に入ることを含むもの とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力 を防止するとともに、被害者の自立を支援するこ とを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務 大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五 項において「主務大臣」という。)は、配偶者から の暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関 する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項 及び第三項において「基本方針」という。)を定め なければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、 次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の 市町村基本計画の指針となるべきものを定めるも のとする。
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更

- しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関 の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更 したときは、遅滞なく、これを公表しなければな らない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該 都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護のための施策の実施に関する基本的な 計画(以下この条において「都道府県基本計画」 という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方 針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、 当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護のための施策の実施に関する基本的 な計画(以下この条において「市町村基本計画」 という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は 市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅 滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道 府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために 必要な助言その他の援助を行うよう努めなければ ならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人 相談所その他の適切な施設において、当該各施設 が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果 たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設に おいて、当該各施設が配偶者暴力相談支援センタ ーとしての機能を果たすようにするよう努めるも のとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる 業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に 応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行 う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学 的又は心理学的な指導その他の必要な指導を 行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合に あっては、被害者及びその同伴する家族。次号、 第六号、第五条、第八条の三及び第九条におい て同じ。)の緊急時における安全の確保及び一 時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進する ため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関す る制度の利用等について、情報の提供、助言、 関係機関との連絡調整その他の援助を行うこ と。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら 行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者 に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行 うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護を図るための活動を行 う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要 な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者 の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに 当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾

病にかかったと認められる者を発見したときは、 その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官 に通報することができる。この場合において、そ の者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示 罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、 前二項の規定により通報することを妨げるものと 解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに 当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾 病にかかったと認められる者を発見したときは、 その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の 利用について、その有する情報を提供するよう努 めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に 関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応 じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配 偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容に ついて説明及び助言を行うとともに、必要な保護 を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長 (道警察本部の所在地を包括する方面を除く方 面については、方面本部長。第十五条第三項にお いて同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力 を受けている者から、配偶者からの暴力による被 害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申 出があり、その申出を相当と認めるときは、当該 配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公 安委員会規則で定めるところにより、当該被害を 自ら防止するための措置の教示その他配偶者か らの暴力による被害の発生を防止するために必 要な援助を行うものとする。 (福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又 は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に 対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以 下この章において同じ。)を受けた者に限る。以 下この章において同じ。)が、配偶者からの身体 に対する暴力を受けた者である場合にあっては 配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者か らの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離 婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっ ては、当該配偶者であった者から引き続き受ける 身体に対する暴力。第十二条第一項第二号におい て同じ。) により、配偶者からの生命等に対する 脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者か ら受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等 に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、 又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当 該配偶者であった者から引き続き受ける身体に 対する暴力。同号において同じ。)により、その 生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大 きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、

その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、 被害者と共に生活の本拠としている住居から 退去すること及び当該住居の付近をはいかい してはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号 の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判 所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体 に危害が加えられることを防止するため、当該配 偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の 規定による命令の効力が生じた日から起算して六 月を経過する日までの間、被害者に対して次の各 号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを 命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような 事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこ と
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から 午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシ ミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを 送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌 悪の情を催させるような物を送付し、又はそ の知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り 得る状態に置くこと。

- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しく はその知り得る状態に置き、又はその性的羞 恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、 若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者が その成年に達しない子(以下この項及び次項並び に第十二条第一項第三号において単に「子」とい う。) と同居しているときであって、配偶者が幼年 の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っている ことその他の事情があることから被害者がその同 居している子に関して配偶者と面会することを余 儀なくされることを防止するため必要があると認 めるときは、第一項第一号の規定による命令を発 する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立て により、その生命又は身体に危害が加えられるこ とを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効 力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力 が生じた日から起算して六月を経過する日までの 間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠 としている住居を除く。以下この項において同 じ。)、就学する学校その他の場所において当該子 の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学す る学校その他その通常所在する場所の付近をはい かいしてはならないことを命ずるものとする。た だし、当該子が十五歳以上であるときは、その同 意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が 被害者の親族その他被害者と社会生活において密 接な関係を有する者(被害者と同居している子及 び配偶者と同居している者を除く。以下この項及 び次項並びに第十二条第一項第四号において「親 族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又 は乱暴な言動を行っていることその他の事情があ ることから被害者がその親族等に関して配偶者と 面会することを余儀なくされることを防止するた め必要があると認めるときは、第一項第一号の規 定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、 被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害 が加えられることを防止するため、当該配偶者に 対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定に よる命令の効力が生じた日から起算して六月を経 過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶 者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下 この項において同じ。)その他の場所において当該 親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住 居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を はいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳

未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに 係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がな いとき又は住所が知れないときは居所)の所在地 を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の 各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもするこ とができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた 地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等 に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は 配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後 の配偶者から受ける身体に対する暴力により、 生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが 大きいと認めるに足りる申立ての時における 事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てを する場合にあっては、被害者が当該同居してい る子に関して配偶者と面会することを余儀な くされることを防止するため当該命令を発す る必要があると認めるに足りる申立ての時に おける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該

警察職員の所属官署の名称

- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時 及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措 置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第 五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合 には、申立書には、同項第一号から第四号までに 掲げる事項についての申立人の供述を記載した書 面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第 五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付し なければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件 については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち 会うことができる審尋の期日を経なければ、これ を発することができない。ただし、その期日を経 ることにより保護命令の申立ての目的を達するこ とができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに 掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当 該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署 の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保 護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措 置の内容を記載した書面の提出を求めるものとす る。この場合において、当該配偶者暴力相談支援 センター又は当該所属官署の長は、これに速やか に応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項 の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署 の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若 しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定 により書面の提出を求めた事項に関して更に説明 を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、 理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論 を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示 せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は 相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日に おける言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速 やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居 所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通 知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶 者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又 は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、 申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イ から二までに掲げる事項の記載があるときは、裁 判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及 びその内容を、当該申立書に名称が記載された配 偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が 記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上 ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相 談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も 遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知す るものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対し ては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同 条第二項から第四項までの規定による命令が発せ られているときは、裁判所は、当該命令の効力の 停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申 し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による 命令を取り消す場合において、同条第二項から第 四項までの規定による命令が発せられているとき は、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなけれ ばならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護 命令について、第三項若しくは第四項の規定によ りその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所が これを取り消したときは、裁判所書記官は、速や かに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶

- 者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合 並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合に ついて準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、 当該保護命令を取り消さなければならない。第十 条第一項第一号又は第二項から第四項までの規 定による命令にあっては同号の規定による命令 が効力を生じた日から起算して三月を経過した 後において、同条第一項第二号の規定による命令 にあっては当該命令が効力を生じた日から起算 して二週間を経過した後において、これらの命令 を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命 令の申立てをした者に異議がないことを確認し たときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規 定による命令を発した裁判所が前項の規定によ り当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二 項の場合について準用する。
- (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の 申立て)
- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令 が発せられた後に当該発せられた命令の申立て の理由となった身体に対する暴力又は生命等に 対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規 定による命令の再度の申立てがあったときは、裁 判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居 から転居しようとする被害者がその責めに帰す ることのできない事由により当該発せられた命 令の効力が生ずる日から起算して二月を経過す る日までに当該住居からの転居を完了すること ができないことその他の同号の規定による命令 を再度発する必要があると認めるべき事情があ るときに限り、当該命令を発するものとする。た だし、当該命令を発することにより当該配偶者の 生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、 当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の 規定の適用については、同条第一項各号列記以外 の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、 第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条 第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に 掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲

げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を 除き、保護命令に関する手続に関しては、その性 質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第 百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教 育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害 者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健 康を回復させるための方法等に関する調査研究の 推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資 質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を 行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努 めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を 支弁しなければならない。
 - 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる 業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次 号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相 談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚 生労働大臣が定める基準を満たす者に委託し て行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱 する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護 (市町村、社会福祉法人その他適当と認める者 に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い 必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する 婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しな ければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都 道府県が前条第一項の規定により支弁した費用の うち、同項第一号及び第二号に掲げるものについ ては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章ま での規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関 係における共同生活に類する共同生活を営んでい ないものを除く。)をする関係にある相手からの暴 力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力 等をいい、当該関係にある相手からの身体に対す る暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消 した場合にあっては、当該関係にあった者から引 き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当 該暴力を受けた者について準用する。この場合に おいて、これらの規定中「配偶者からの暴力」と あるのは「第二十八条の二に規定する関係にある 相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上 欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの とする

とりる。		
第二条	被害者	被当年 一根 一根 一根 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にはこれる 相手又はする関に に規定する相手 にあった者
第かで第号第かで条第四十第二十ら、二、一ら及第一項一第二一号十の第四年項	配偶者	第二十八条の 二に規定する 関係にある相 手
第十条第一項	離婚をし、又 はその婚姻が 取り消された 場合	第二十八条の 二に規定する 関係を解消し た場合

第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準 用する第十条第一項から第四項までの規定による ものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項 (第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項 (第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を 経過した日から施行する。ただし、第二章、第六 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限 る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援セン ターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十 八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談 所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施 行後三年を目途として、この法律の施行状況等を 勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必 要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を 経過した日から施行する。 (経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後 三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、 検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置 が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を 経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による 改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律第十条の規定による命令の申 立てに係る同条の規定による命令に関する事件 については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一略
 - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条 まで、第十二条及び第十五条から第十八条まで の規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の 施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

- 第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行 後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定す る配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会にお ける更生のための指導及び支援の在り方について 検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講 ずるものとする。

静岡県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第5条)

第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策(第6条-第13条)

第3章 静岡県男女共同参画会議(第14条—第16条)

附則

男女の人権が性別にかかわりなく尊重され、かつ、少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展など社会経済情勢の変化に対応できる真に豊かで活力ある社会に向けて、男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題であるとともに、私たちすべての願いである。

静岡県では、県民の協力を得て男女共同参画の推進に関する様々な施策を実施してきたが、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において、根強く残る性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行の是正や政策及び方針の決定過程への女性の参画促進などの取組をより一層進めていく必要がある。

このため、私たちは、互いにその個人として の尊厳を重んじ、男女が社会の対等な構成員と して、自らの意思により社会のあらゆる分野に おける活動に参画し、共に責任を分かち合う男 女共同参画社会の実現に向けて、県、市町村及 び県民の連携、協働の下に、その取組を力強く 推進することを決意して、この条例を制定す る。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、

男女が、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的格差改善措置」とは、 前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善す るため必要な範囲内において、男女のいずれか一 方に対し、当該機会を積極的に提供することをい う。

(県の責務)

- 第3条 県は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に 関する施策及び県民が行う男女共同参画の推進に 関する活動を支援するため、情報の提供、助言そ の他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、第1項に規定する施策を総合的に策定し、 及び実施するために必要な体制を整備するととも に、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

- 第4条 県民は、性別による差別的取扱いをしないこと、男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を見直すことその他の取組により男女共同参画を推進するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 県民は、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方を不快にさせその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。以下同じ。)を根絶するよう努めなければならない。
- 3 県民は、情報を公表するに当たっては、性別に よる差別、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラ スメントを助長する表現を用いないことを旨とし なければならない。

(民間の団体の責務)

第5条 民間の団体(事業者を含む。以下同じ。)

- は、前条に規定するもののほか、次に掲げる事項 を行うよう努めなければならない。
- (1)当該団体における方針の決定過程に男女が共 同して参画する機会を確保すること(積極的格 差改善措置を含む。)。
- (2) 当該団体を構成する男女が、当該団体における活動と家庭生活その他の分野における活動とを両立して行うことができるよう配慮すること。
- 第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策

(基本的施策)

- 第6条 県は、男女共同参画を推進するため、次に 掲げる基本的施策を実施するものとする。
 - (1) 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行の見直し並びに男女が共に社会に参画するための意識の改革を進めること。
 - (2) 男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する学校教育その他の教育を充実すること。
 - (3) 県及び市町村における政策の決定過程並びに 民間の団体における方針の決定過程への女性 の参画の拡大を促進すること。
 - (4)家族を構成する男女が、互いに協力し、子の養育、家族の介護等について家族の一員としての 役割を円滑に果たすことができるよう、社会環境の整備を進めること。
 - (5)職場における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女の職業生活と家庭生活その他の生活との両立の支援並びに多様な働き方が可能となる就業環境の整備を進めること。
 - (6) 男女が、共に国際社会及び地域社会の一員として、様々な活動に参画することができるよう 支援すること。
 - (7) 男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを根絶するよう積極的な対応を図ること。
 - (8)産む性としての女性が、自ら健康の保持及び 増進を図ることができるよう支援すること。
 - (9) その他男女共同参画を推進するために必要な 施策

(基本計画の策定)

- 第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策 を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参 画基本計画(以下「基本計画」という。)を策定 するものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1)総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策を計画的に 実施するために必要な目標数値
- (3)前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の 推進に関する施策を総合的かつ計画的 に実 施するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、静岡県 男女共同参画会議に意見を求めるものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、これを公 表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男 女共同参画の推進に関する施策の実施状況につい て報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広報活動)

第9条 知事は、男女共同参画に関する県民の理解 を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(男女共同参画の日)

- 第10条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。
- 2 男女共同参画の日は、7月30日とする。
- 3 知事は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

- 第11条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進 に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響 を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的 取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因 による人権の侵害に関する県民からの苦情又は相 談の申出に対して、関係機関と協力して適切な処 理を行うものとする。
- 2 知事は、前項の申出を処理する職員を置くものとする。

(民間の団体の協力)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要が

あると認めるときは、民間の団体に対し、男女共同参画に関する取組状況について資料の提出その他の協力を求めることができる。

(調査研究)

第13条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策 を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を 行うものとする。

第3章 静岡県男女共同参画会議

(設置及び所掌事務)

- 第14条 県に、静岡県男女共同参画会議(以下「参画会議」という。)を置く。
- 2 参画会議は、次に掲げる事務を行う。
 - (1)基本計画に関し、第7条第3項に規定する意見を述べること。
 - (2) 知事の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女 共同参画の推進に関する施策及び重要 事項 を調査審議すること。
 - (3) 県の男女共同参画の推進に関する施策の実施 状況及び第11条第1項に規定する県民からの 苦情又は相談の申出に対する処理について、知 事に意見を述べること。
 - (4)前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に 関する重要事項について、知事に意見を述べる こと。

(組織及び委員)

- 第15条 参画会議は、知事が任命する委員20人以 内で組織する。
- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数 の10分の4未満とならないものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第16条 この章に定めるもののほか、参画会議に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

4

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)

平成27年9月4日法律第64号最終改正 令和元年6月5日同第24号

目次

第一章 総則 (第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十 八条)

第三節 特定事業主行動計画 (第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条) 第五章 雑則(第三十条—第三十三条) 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

第一章 総則

附則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職 業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性 と能力を十分に発揮して職業生活において活躍 すること(以下「女性の職業生活における活躍」 という。)が一層重要となっていることに鑑み、 男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十 八号) の基本理念にのっとり、女性の職業生活に おける活躍の推進について、その基本原則を定め、 並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明ら かにするとともに、基本方針及び事業主の行動計 画の策定、女性の職業生活における活躍を推進す るための支援措置等について定めることにより、 女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的 に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、 急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化そ の他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで 活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、

又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、 昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活 に関する機会の積極的な提供及びその活用を通 じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映 した職場における慣行が女性の職業生活におけ る活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性 と能力が十分に発揮できるようにすることを旨 として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たって は、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、 本人の意思が尊重されるべきものであることに留 意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性 の職業生活における活躍の推進についての基本 原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」 という。)にのっとり、女性の職業生活における 活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用 し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職 業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労 働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇 用環境の整備その他の女性の職業生活における 活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努 めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女 性の職業生活における活躍の推進に関する施策 に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業 生活における活躍の推進に関する施策を総合的か つ一体的に実施するため、女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」 という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基 本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活 躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施 策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための 支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要 な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活に おける活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議 の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定 があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しな ければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都 道府県の区域内における女性の職業生活における 活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は

市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅 滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣 は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進 に関する取組を総合的かつ効果的に実施すること ができるよう、基本方針に即して、次条第一項に 規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項 に規定する特定事業主行動計画(次項において「事 業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針 (以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定 めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべき ものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取 組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関 する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、 事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したと きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関す る取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における 活躍の推進に関する取組の内容及びその実施 時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行 動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚 生労働省令で定めるところにより、採用した労働 者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年 数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労 働者に占める女性労働者の割合その他のその事業 における女性の職業生活における活躍に関する状 況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進 するために改善すべき事情について分析した上で、 その結果を勘案して、これを定めなければならな い。この場合において、前項第二号の目標につい ては、採用する労働者に占める女性労働者の割合、 男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時 間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者 の割合その他の数値を用いて定量的に定めなけれ ばならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行 動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事 業主行動計画に定められた目標を達成するよう 努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が 一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとす る場合について、第四項から第六項までの規定は 前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計 画を定め、又は変更した場合について、それぞれ 準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の 規定による届出をした一般事業主からの申請に基 づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該 事業主について、女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況 が優良なものであることその他の厚生労働省令で 定める基準に適合するものである旨の認定を行う ことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商 品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を 付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の 各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定 を取り消すことができる。
- 第九条に規定する基準に適合しなくなったと 認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの 申請に基づき、厚生労働省令で定めるところによ り、当該事業主について、女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実 施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標 を達成したこと、雇用の分野における男女の均等 な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十 七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業 務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又 は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平 成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業 務を担当する者を選任していること、当該女性の 職業生活における活躍の推進に関する取組の実 施の状況が特に優良なものであることその他の 厚生労働省令で定める基準に適合するものであ る旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下 「特例認定一般事業主」という。)については、 第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定める ところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業 生活における活躍の推進に関する取組の実施の 状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が 次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条 の認定を取り消すことができる。
- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消 すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなった と認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は 虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法 律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたと き。

(委託募集の特例等)

- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その

- 申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び 援助を適切に行うための厚生労働省令で定める 基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に 規定する基準に適合しなくなったと認めるとき は、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集 に従事しようとするときは、厚生労働省令で定め るところにより、募集時期、募集人員、募集地域 その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働 省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なけ ればならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の 規定による届出があった場合について、同法第五 条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九 条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四 十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条 の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一 条の規定は前項の規定による届出をして労働者 の募集に従事する者について、同法第四十条の規 定は同項の規定による届出をして労働者の募集 に従事する者に対する報酬の供与について、同法 第五十条第三項及び第四項の規定はこの項にお いて準用する同条第二項に規定する職権を行う 場合について、それぞれ準用する。この場合にお いて、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を 行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活に おける活躍の推進に関する法律第十六条第四項 の規定による届出をして労働者の募集に従事し ようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当 該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」 とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、 第二項の相談及び援助の実施状況について報告 を求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定に よる届出をして労働者の募集に従事する承認中

小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長 又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特 定事業主」という。)は、政令で定めるところに より、事業主行動計画策定指針に即して、特定事 業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業 生活における活躍の推進に関する取組に関する 計画をいう。以下この条において同じ。)を定め なければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する 取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活 躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又

- は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知 させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又 は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなけ ればならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業 主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表し なければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取 組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定 められた目標を達成するよう努めなければなら ない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報 の公表)

- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、 厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を 営み、又は営もうとする女性の職業選択に資する よう、その事業における女性の職業生活における 活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表し なければならない。
- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者 に対する職業生活に関する機会の提供に関する 実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活と の両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、 又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、 その事業における女性の職業生活における活躍 に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報 の公表)

- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との 両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進する ための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を 推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、 創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努め るものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍 を推進するため、前項の措置と相まって、職業生 活を営み、又は営もうとする女性及びその家族そ の他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介 その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を 講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者 又は当該事務に従事していた者は、正当な理由な く、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしては ならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の 推進に関する地方公共団体の施策を支援するため に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう 努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の 推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発 金融公庫その他の特別の法律によって設立され た法人であって政令で定めるものをいう。)の役 務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留 意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主 その他の女性の職業生活における活躍に関する 状況又は女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次 項において「認定一般事業主等」という。)の受 注の機会の増大その他の必要な施策を実施する ものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般 事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施 策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組に資するよう、国内外における 女性の職業生活における活躍の状況及び当該取 組に関する情報の収集、整理及び提供を行うもの とする。

(協議会)

- 第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及及事例をの地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認 めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員とし て加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下 この項において「関係機関等」という。)が相互 の連絡を図ることにより、女性の職業生活におけ る活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等 の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応 じた女性の職業生活における活躍の推進に関す る取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体 は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公 表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議 会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、 協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らして はならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の 組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定め る。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し 必要があると認めるときは、第八条第一項に規定 する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例 認定一般事業主である同条第七項に規定する一般 事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若 しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規 定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした 第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条 第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認 定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である 第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条 の規定による勧告をした場合において、当該勧告 を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨 を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法 律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した

者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す る。
- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏 らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした 者
- 第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す る。
- 第十六条第四項の規定による届出をしないで、 労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法 第三十七条第二項の規定による指示に従わなか った者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法 第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法 第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚 偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法 第五十条第二項の規定による立入り若しくは検 査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対 して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法 第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏ら した者
- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の 代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は 人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、 その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科 する。
- 第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又 は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に 処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限 り、その効力を失う。
- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に 関して知り得た秘密については、第二十八条の規 定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定 にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその 効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の 適用については、この法律は、第一項の規定にか かわらず、同項に規定する日後も、なおその効力 を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を 加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公

布の日

二•三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十 八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第 二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の 二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規 定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改め る部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育 児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並び に第六十四条の改正規定並びに附則第五条から 第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国 家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十 二号) 第十条第十項第五号の改正規定、附則第十 四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条 (次号に掲げる規定を除く。) の規定、附則第十 九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三 項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九 項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設 労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一 年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第 八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十 五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条 の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第 一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二 条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二 条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規 定を除く。) の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる 規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為 に対する罰則の適用については、なお従前の例に よる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この 法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め る。

附則

(令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を 超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

- 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する 法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を 超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した 場合において、この法律による改正後の規定の施 行の状況について検討を加え、必要があると認め るときは、その結果に基づいて所要の措置を講ず るものとする。

5 清水町男女共同参画推進委員会名簿

氏 名	組織	役職等	備考
大村知子	学識経験者	静岡大学名誉教授	
大島正弘	校長会	西小校長	令和3年1月23日から 令和3年10月5日まで
川口哲一	仪及云	南小校長	令和3年10月6日から
芳 川 真 二	清水町民		
萩原祐子	清水町民		
葛本志津江	区長会	区長会長の推薦	
花堂晴美	商工会	女性部長の推薦	
中村 誠	行政	総務課長	
小松義和		福祉介護課長	令和3年1月23日から
7 14 72 14	行政		令和3年3月31日まで
岩崎健二	1		令和3年4月1日から
名波浩美	行政	健幸づくり課長	令和3年1月23日から
<u> </u>			令和3年3月31日まで
平井重徳	17.20		令和3年4月1日から
大 嶽 知 之	行政	こども未来課長	

6 策定経過

年月日	会議名 等	内容		
令和3年 2月15日	令和2年度 男女共同参画推進委員会	・次期計画の策定に向けて、イメージを確認 ・男女共同参画に関する認識の共有		
令和3年 6月8日	アンケート調査送付			
令和3年 8月26日	第1回作業部会	・計画骨子重点施策確認 ・重点的取組・具体的施策まで素案作成		
令和3年 10月6日	令和3年度 第1回男女共同参画推進委員会	・計画名、全体目標、重点的取組・具体的施 策・事業内容の検討		
令和3年 10月19日	第2回作業部会	・数値目標の素案作成		
令和3年 11月18日	令和3年度 第2回男女共同参画推進委員会	・数値目標の検討		
令和3年 12月14日	第3回作業部会	・計画素案の確認		
令和 4 年 1 月14日	令和3年度 第3回男女共同参画推進委員会	・計画素案の確認		
令和4年 2月1日~ 3月2日	パブリックコメント			
令和4年 3月17日	令和3年度 第4回男女共同参画推進委員会	・パブリックコメントを踏まえた修正と計画案 の決定		

静岡県男女共同参画社会づくり宣言事業所

(静岡県内 1,695件 令和4年2月16日現在)

◆ 男女共同参画社会づくり宣言事業所とは?

静岡県内で男女共同参画社会づくりに取り組む事業所・団体を応援するための県の事業です。従業員の子育てや介護、一人ひとりの個性と能力の発揮、ワーク・ライフ・バランスなど、男女共同参画社会づくりの推進を積極的に取り組むことを宣言した事業所・団体を県が登録し、ホームページや広報誌などで広くPRしています。

◆ 宣言することによるメリットは?

- 登録証が交付され、宣言内容や事業所・団体の紹介を県のホームページや広報等に掲載します。
- ・セミナー・講演会等の御案内など、有益な情報を提供します。
- 社内研修会等を開催する場合、申請して認められれば、講師謝金を補助します。

◆ 宣言するにはどうすればいいの?

小さな取り組みでも、男女共同参画推進事業に沿う宣言であれば、届出書に記入し、 県男女共同参画課へ提出してください。

静岡県男女共同参画課のホームページ

https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/sengen/



~清水町内で宣言している事業所・団体を紹介します~

株式会社 木村鋳造所

(宣言日:平成19年11月1日)

【男女共同参画社会づくり宣言による取組内容】

従業員が、仕事と子育てを両立することができる、働きやすい職場環境を確立する。

【業 種】 製造業

【事業内容】 一般機械加工

【所 在 地】 駿東郡清水町長沢 1157

【従業員数】 男性 132 人、女性 23 人、合計 155 人

【ホームページ】 http://www.kimuragrp.co.jp

清水町商工会

(宣言日:平成20年5月23日)

【男女共同参画社会づくり宣言による取組内容】

女性役員を3割以上にするとともに、男女がともに能力を発揮できる職場環境づくりをします。

【業 種】 団体

【事業内容】 1 経営支援・経営革新支援

- 2 創業支援
- 3 金融相談
- 4 税務•経理相談
- 5 経営相談
- 6 労務相談
- 7 取引相談
- 8 各種共済
- 9 その他

【所 在 地】 駿東郡清水町卸団地 132

【従業員数】 男性5人、女性3人、合計8人

【ホームページ】 http://www.kakitagawa.or.jp

社会福祉法人 育清会 特別養護老人ホーム 柿田川ホーム

【男女共同参画社会づくり宣言による取組内容】

男女共にその能力を発揮でき、また、その役割を果たせ、その結果 Work & Life のバランスのとれた環境を造ることを目指します。

【業 種】 医療・福祉

【事業内容】 特別養護老人ホーム

ショートステイ事業「介護予防型ショートステイ事業併設」 デイサービス事業「介護予防(一般型及び認知症対応型)デイサ

(宣言日:平成20年9月17日)

(宣言日:平成21年6月4日)

ービス事業併設」

訪問介護事業「介護予防訪問介護事業併設」

居宅介護支援事業「居宅介護予防支援事業(受託)併設」

【所 在 地】 駿東郡清水町戸田 54-11

【従業員数】 男性 18人、女性 45人、合計 63人

【ホームページ】 http://www.bouseidail.org/facilities/004.html

社会福祉法人 涌泉会 特別養護老人ホーム かわせみ

【男女共同参画社会づくり宣言による取組内容】

仕事と生活の調和を重視し、男女共にその役割を果たし、共に能力を発揮できる環境づくり を目指します。

【業 種】 医療・福祉

【事業内容】 介護保険法等関係法令に基づき、利用者がその有する能力に応じ

可能な限り自立した日常生活が営むことができるように支援する

ことを目的とし、食事や入浴、排泄等を支援する。

【所 在 地】 駿東郡清水町的場 188-6

【従業員数】 男性44人、女性62人、合計106人

【ホームページ】 http://www.kawasemi.or.jp

株式会社 イース・コーポレーション (宣言日: 平成21年7月15日)

【男女共同参画社会づくり宣言による取組内容】

- 自己啓発や資格取得など個々の能力、人材育成
- 2 育児休業、介護休業を取得しやすい環境づくりと職場復帰の支援
- 3 女性の管理職育成

【業 種】 卸売・小売業

【事業内容】 1 車載用電子音響機器の輸入販売

2 車載用電子音響機器の製造及び輸出

3 車載用電子音響機器の特約代理店業務

4 車載用電子音響機器の海外販売代理店業務

5 カーオーディオインストレーション工具・機材の輸入販売

【所在地】 駿東郡清水町卸団地 146

男性 12人、女性5人(パート2人含む)、合計 17人 【従業員数】

【ホームページ】 http://www.escorp.jp

沼津酸素工業株式会社

(宣言日:平成29年7月3日)

【男女共同参画社会づくり宣言による取組内容】

- 女性目線からのイベントや商品販売用チラシの作成等、女性の知恵と能力が発揮できるよう従 業員の意識改革を図る。
- ・女性が利用したくなるような福利厚生の充実
- ・ワークバランスを考慮して、男女問わずシェアすることによって家事・育児等の分担を図れる 環境づくり
- ・育児・介護に協力的な環境づくり(育児・介護休暇、時短、時間休等)

【業 種】 卸売・小売業

【事業内容】 高圧ガス(医療ガス、LPガス、一般ガス)の製造・販売及び関 連機器・設備の販売

【所 在 地】 駿東郡清水町柿田 954

【従業員数】 男性27人、女性9人、合計36人

【ホームページ】 http://www.numasan.com

清水町役場 (宣言日: 令和元年7月24日)

【男女共同参画社会づくり宣言による取組内容】

清水町役場は、職員の男女を問わず各自の個性と能力を最大限発揮できる環境を整備するとともに、職員としての自覚と誇りを持ち、「くらしやすさで未来をともにつくるまち・清水町」を将来都市像に掲げ、以下のことについて取り組みます。

- ① 性差別のない採用・人事配置をおこなうことで、男女が共に認め合い、職員同士のコミュニケーションがとりやすい職場環境をつくります。
- ② 女性職員の育児休業取得率 100%を目指します。
- ③ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率 100%を目指します。
- ④ ライフステージに沿ったワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくりを目指します。

【業 種】 その他

【事業内容】 くらしの情報、各種手続き、観光情報 他

【所 在 地】 駿東郡清水町堂庭 210-1

【従業員数】 男性 108 人、女性 99 人、合計 207 人

【ホームページ】 http://www.town.shimizu.shizuoka.jp

一般社団法人 清水町ゆうすい未来機構 (宣言日: 令和元年10月30日)

【男女共同参画社会づくり宣言による取組内容】

- 1 男女共にその個性や能力を十分に発揮できる環境づくりを目指します。
- 2 女性の視点からイベント企画等、女性の意見を積極的に取り入れる環境づくりを目指します。
- 3 従業員のワーク・ライフ・バランスを考慮し、仕事・子育てを両立できる環境づくりを目指します。

【業 種】 サービス業

【事業内容】

- ・ブランドマーケティング推進基盤の確立推進
- くらしを彩る町内事業者の活力増進支援
- 快適ビジネス環境都市のブランド力を活かした事業立地促進
- ・地域イノベーション(地域経済の創造的革新)の推進及び起業、創業支援
- 地域内外への販路拡大、交流、定住促進支援
- 観光商品開発及び販売の支援
- ・柿田川への価値への共感、愛着の醸成支援
- ・町内の情報発信の強化
- 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

【所 在 地】 駿東郡清水町伏見86

【従業員数】 男性1人、女性2人、合計3人

【ホームページ】 http://www.wakusuta.com

社会福祉法人 清水町社会福祉協議会 (宣言日: 令和2年8月6日)

【男女共同参画社会づくり宣言による取組内容】

- 1 誰もがいきいきと活躍できる男女共同社会の必要性について、構成・関係団体等に周知・啓発し、地域福祉の向上に努めます。
- 2 ワーク・ライフ・バランスを推進し、働きやすい職場環境を構築します。

【業 種】 医療、福祉

【事業内容】 福祉ニーズの把握

住民主体の活動をバックアップ

福祉関係者や家族同士のつながりを支援

福祉教育・福祉関係職種等人材の育成

ボランティア活動を応援

福祉関係分野のネットワークづくりと連携

募金運動の推進

災害ボランティアの育成

福祉サービスを企画、実施

福祉相談事業で各種相談の受付

【所 在 地】 駿東郡清水町堂庭 221-1

【従業員数】 男性7人、女性35人、合計42人

【ホームページ】 http://shimizu-syakyo.jp

清水町国際交流協会

【男女共同参画社会づくり宣言による取組内容】

・各主催事業をとおし、町内の外国人と日本人の交流を促進し、多文化共生の観点から、誰もが 生き生きと過ごせる社会の実現を目指します。

(宣言日:令和2年8月12日)

- ・ホームステイ派遣事業などをとおし、若年層の国際交流を促進し、国際理解を深め、互いを認め合う社会づくりに貢献します。
- 日本語教室を開催し、外国にツールを持つ住民の日本語の勉強を支援し、相互理解を推進します。

【業 種】 団体

【事業内容】 こども英会話教室/大人英会話教室

スペイン語教室 こども日本語教室/大人日本語教室

国際交流フリーマーケット

姉妹都市交流事業

【所 在 地】 駿東郡清水町堂庭 210-1 清水町役場産業観光課(事務局)

【役員数】 男性10人、女性2人、合計12人

【ホームページ】 http://www.sir.or.jp/group/detail/id=359

公益財団法人 清水町シルバー人材センター (宣言日: 令和2年8月17日)

【男女共同参画社会づくり宣言による取組内容】 女性会員を拡大し、女性の活躍の場を広げます。

【業 種】 団体

【事業内容】 企業や家庭、公共団体などから、高齢者にふさわしい仕事を引き

受け、センター会員に仕事を提供

【所 在 地】 駿東郡清水町堂庭 221-1

【従業員数】 男性2人、女性3人、合計5人

【ホームページ】 http://web.thn.jp/shimizu-silver

特定非営利活動法人 優輪会 ケアセンターしおん

【男女共同参画社会づくり宣言による取組内容】

男女ともに個々の個性と能力を最大限発揮できる職場環境を目指します。また、地域社会に 貢献しているという意識を持つことで、個々の社会生活が生き生きとしたものになれることを 目指します。

(宣言日: 令和3年10月22)

- 1 育児や介護などをしながらでも働くことができる職場環境
- 2 社内研修制度による個々のスキルアップ
- 3 地域社会と積極的にコミュニケーションが取れるような支援

【業 種】 医療、福祉

【事業内容】 デイサービス、認知症対応型共同生活介護、児童発達支援事業所

【所 在 地】 駿東郡清水町徳倉 405-6

【従業員数】 男性7人、女性13人、合計20人

【ホームページ】 http://www.yuuwakai-k.com

株式会社在宅支援センターふれあい 小規模多機能ホームふれあい伏見 グループホームふれあい伏見

(宣言日:令和3年10月27日)

(宣言日:令和3年11月8日)

【男女共同参画社会づくり宣言による取組内容】

男女が公平に安心して働ける環境づくり

- ・男女公平な募集、採用 ・男女を問わず管理職への登用
- ・業務マニュアルを作成し、男女区別ない業務
- 休職者の職場復帰に対する配置、勤務時間の配慮

仕事と家庭の両立

- ・育児、介護休業制度の短時間勤務の実施 ・育児、介護休暇取得者の職場復帰に対する支援 キャリアパス・スキルアップシステム
- キャリアパスシステムによる公平な人事考課により昇任、昇格の実施
- 新人職員、専門職員、管理者など適正にあった内部、外部研修の実施
- 資格取得制度の実施

【業 種】 医療、福祉

【事業内容】 有料老人ホーム・グループホーム・居宅介護支援・ホームヘルプ サービス・デイサービス・訪問看護・小規模多機能ホーム・福祉用 具販売・貸与を運営

【所 在 地】 駿東郡清水町伏見 280-2

【従業員数】 男性 55 人、女性 172 人、合計 227 人

【ホームページ】 http://w-being.jp

株式会社日本ケアクオリティ グループホーム徳倉

【男女共同参画社会づくり宣言による取組内容】

男女を問わず働きやすい環境づくりを目指しています。

資格取得のための支援制度、スキルアップのための研修の導入を行っています。

育児休業や介護休業を取得しやすい制度・体制の整備を行っています。

仕事もプライベートも充実できるように支援体制をより整えていきます。

【業 種】 医療、福祉

【事業内容】 介護保険関連サービス、高齢者介護事業

【所 在 地】 駿東郡清水町徳倉 900-1

【従業員数】 男性2人、女性16人、合計18人

【ホームページ】 https://www.carequality.co.jp

社会福祉法人 羊之舎恵愛会 すこやか保育園

【男女共同参画社会づくり宣言による取組内容】

- ・ 職員が子育てしながら安心して職場で活躍できる制度の拡充
- 育児・介護休業を取得しやすい職場づくりと復帰支援

【業 種】 医療、福祉

【事業内容】 保育園運営

【所 在 地】 駿東郡清水町長沢 296-1

【従業員数】 男性2人、女性27人、合計29人

【ホームページ】 http://www.sukoyaka-hoikuen.ip

社会福祉法人徳名会しいの木保育園

【男女共同参画社会づくり宣言による取組内容】

- ・ 資質向上に向けての研修体制を整えます。
- ・時短勤務・育児休業・介護休業の内容等、より働きやすい環境になるよう努力します。
- 男女それぞれの役割を尊重し、又互いの職域を理解し合い連携しながら、より良く地域に貢献できるよう努めます。

(宣言日:令和3年11月19日)

(宣言日:令和3年11月24日)

- 年齢や経験を問わず、物事の良し悪し等謙虚に自身の振り返りができるよう努めます。
- 常に優しさと笑顔をもって、仕事に従事します。

【業 種】 医療、福祉

【事業内容】 保育園運営

【所 在 地】 駿東郡清水町徳倉 1603-10

【従業員数】 男性2人、女性27人、合計29人

【ホームページ】 https://www.shiinoki-hoikuen.com

社会福祉法人静岡恵明学園 (宣言日: 令和3年12月27日) 認定こども園 恵明キッズローズビレッジ

【男女共同参画社会づくり宣言による取組内容】

- 子どもたちに歓びの種を蒔こうを職員の合言葉に、職員の資質向上に取り組みます。
- 育児休業・介護休業の取得など、働きやすく、やりがいのある職場作りを目指します。
- 男性も女性もそれぞれの立場を尊重し、その能力が十分発揮できるような就業環境づくりを目指します。
- 笑顔でつなぐ優しい輪をモットーに、子育て支援など地域に根ざしたこども園を目指します。

【業 種】 医療、福祉

【事業内容】 保育園運営

【所 在 地】 駿東郡清水町堂庭81-19

【従業員数】 男性2人、女性27人、合計29人

【ホームページ】 http://www.s-keimei.or.jp/rose-v/index.html

町内の事業所・団体につきまして、男女共同参画社会づくり宣言に関する御質問や 御相談があるときは、町産業観光課へお問い合わせください。

多くの事業所・団体の皆様の宣言をお待ちしております。

8 用語集

【あ行】

アンコンシャス・パイアス

育つ環境や所属する集団のなかで知らず知らずのうちに脳にきざみこまれ、潜在的に持っている バイアス(先入観、思い込み、決めつけ)のこと。

育児休業制度・介護休暇制度

労働者が育児や介護をしながら働き続くことができるよう、全ての事業主は、育児・介護休業法に基づき、育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇制度、介護休暇制度、短時間勤務などの措置、所定外労働の免除、時間外労働の免除、深夜業の制限、転勤についての配慮、不利益取扱いの禁止を適用する義務があります。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就職するという特徴があるためこのような形となります。

LGBT

LGBTとは「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay」(ゲイ、男性同性愛者)、「Bisexual」 (バイセクシュアル、両性愛者)、「Transgender」(トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致)の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の一部の人々を指した総称。

SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため令和12(2030)年を年限とする17のゴール、169のターゲットから構成される国際目標です。

【か行】

固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識。また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的性別役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されているといわれています。

【さ行】

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めています。10年間の時限立法。※平成27年9月4日公布・同日施行(一部平成28年4月1日施行)

就業率

15歳以上の人口に占める完全失業者を含まない就業者の割合。

障がい者基幹相談支援センター

障がいを持つ方とその家族等の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、様々な相談に応じる相談窓口です。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

新型コロナウイルスである "SARS-CoV2" による感染症のことです。WHOはこのウイルスによる感染症のことを "COVID-19" と名付けました。令和元(2019) 年12月以降短期間で全世界に広がった感染症です。

審議会等

地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく地方公共団体の審議会等のこと。

ストーカー行為

特定の人に対して、つきまとい等を繰り返して行うことです。

性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、自分の感覚として持っているかを示す概念。 「こころの性」と呼ばれることもあります。

政策・方針決定の場への女性の参画

議会議員、法人・団体等における課長相当職以上の者、専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者、審議会委員等など、施政上の方針や方策に関する決定の場に女性が参画することをいいます。

性的指向

恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

性的マイノリティ

性的マイノリティは、レズビアンやゲイといった性的少数者を表す言葉。代表的なマイノリティの頭文字をとって「LGBTQ」と表現することもあります。LGBTQは、レズビアン(女性同性愛)、ゲイ(男性同性愛)、バイセクシュアル(両性愛)、トランスジェンダー(生まれたときに区分された性別に違和感がある)、クエスチョニング(自分の性別、好きになる相手の性別がわからない)の英語の頭文字を取った性的少数者の総称のこと。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの 流布などさまざまなものがあります。一般に「セクハラ」と略して使われる。職場以外でも問題になっています。

【た行】

待機児童

保育の必要性が認定され、認可保育所などの利用申し込みがなされているが満員のために利用できない児童。ただし、特定の保育所などを希望するなど保護者の私的な理由により待機している場合などは除きます。

ダイバーシティ

多様性を受け入れ、尊重すること。一人ひとりの「違い」を認め合い、「違い」に価値を見出すという考え。多様性には、人種、性別、年齢などの外的な違いだけでなく、価値観、生き方、考え方、性格などの内的な違いも含みます。

男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

昭和60(1985)年に勤労婦人福祉法の全面改正法として制定され、雇用の分野における男女の 均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の 確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律です。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。その形態は身体的暴力(なぐる・蹴るといった行為)の他に、心理的暴力(大声で怒鳴る、何を言っても無視するなどの行為)、経済的暴力(生活費を渡さないなど経済力を奪う行為)、性的暴力(性的行為を強要する、避妊に協力しないなどの行為)、社会的隔離暴力(交友関係やメールの内容などを監視する、外出を禁止するなどの社会的に隔離する行為)など広範にわたる。一般的に「DV」と略して使われます。

【は行】

パブリックコメント

行政の政策立案過程で国民の意見を募る制度(意見公募手続き)。2005年6月の行政手続法の改正で新設された。行政機関がホームページなどを通じて素案を公表し、国民が、電子メール、郵便などの方法で意見を提出します。

ハラスメント

他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいいます。セクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)、マタニティ・ハラスメント(妊娠期における嫌がらせ)、パワー・ハラスメント(上司などからの嫌がらせ)などがあります。

ファミリー・サポート・センター

地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織のこと。相互援助活動例;子どもの一時預かりや保育施設への送迎など。

【ら行】

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

ライフステージ

年齢に伴って変化する生活段階。人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期の 段階をいいます。また、家族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分け られます。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(Reproductive Health/Rights 、性と生殖に関する健康と権利)

平成6(1994)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。

生涯にわたって、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることと、それを決定できる権利のことをいいます。いつ何人子どもを産むか、産まないかを自分で選ぶ自由、安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つ、思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じた性と生殖に関する問題が含まれます。

労働力率

就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合のこと。完全失業者とは、働く能力と意思を持ち、しかも本人が現に求職活動をしているにも関わらず、就業の機会が社会的に与えられていない者を指します。

【わ行】

ワーク・ライフ・パランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

第3次清水町男女共同参画計画 <2022-2031>

2022年3策定

【発行】清水町【担当】産業観光課

〒411-8650

静岡県駿東郡清水町堂庭 210-1

TEL: 055-981-8238 FAX: 055-976-0249